

令和元年五條市議会第4回12月定例会（第2号）

日 時 令和元年12月9日（月） 午前10時 開議

議事日程

第1 一般質問

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
1	窪 佳 秀	<p>1 防災行政について</p> <p>(1) 令和元年台風19号での教訓について</p> <p>ア 派遣職員からの教訓について</p> <p>イ 内水氾濫の対策について</p> <p>ウ 避難所の現状について</p> <p>エ 被災ごみの仮置き場について</p> <p>オ やまと広域環境衛生事務組合での被災ごみの取扱いについて</p> <p>カ 今後の対策について</p> <p>2 学校適正化の進捗状況について</p> <p>(1) 来春開校予定の進捗状況について</p> <p>(2) 通学部会の進捗状況について</p> <p>(3) 通学路の安全対策及び防犯対策について</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p>
2	伊 谷 賢 司	<p>1 安全・安心のまちづくりについて</p> <p>(1) 自主防災について</p> <p>ア 各自治会の自主防災の現況について</p> <p>イ 自主防災組織の今後の課題について</p> <p>ウ 地域防災マップの作成マニュアルについて</p> <p>2 社会資本整備について</p> <p>(1) 先導的官民連携支援事業について</p> <p>ア PPP/PFI推進のための案件募集の見解について</p> <p>イ 今後本市に必要な社会資本整備について</p> <p>(2) 国土交通省による河川築堤整備事業に係るかわまちづくり支援制度登録について</p> <p>3 入札制度について</p> <p>(1) 本市における入札の透明性及び競争性を高める取組について</p> <p>4 スポーツ文化の振興について</p>	<p>市長・教育長・部長</p> <p>市長・技監・部長</p> <p>理事・部長</p> <p>市長・部長</p>

順	氏名	質問事項	答弁を求める者
	伊谷賢司	<p>(1) スポーツ施設の充実について ア 全国大会開催基準を備えたスポーツ施設の設置について イ 政策を駆使した取組について</p> <p>5 本市の発展について (1) 北の玄関口である5万人の森公園・五條文化博物館・みどり園跡地の三位一体の拠点づくりについて</p>	市長・政策企画監・部長
3	山口耕司	<p>1 骨髄ドナーバンクについて (1) 骨髄バンクドナー登録推進について (2) 骨髄バンクドナー登録推進のための支援事業助成金について (3) 骨髄移植後のワクチン再接種への助成について</p> <p>2 地域を守る建設土木工事の担い手を育てる公共工事の平準化について (1) 債務負担行為の積極的な活用について (2) 公共工事への「ゼロ市債」の活用について (3) 公共工事の柔軟な工期（フレックス方式）の設定について (4) 公共工事の速やかな繰越手続きについて</p> <p>3 高齢者の運転免許証自主返納者への特典制度について (1) 概要について (2) 今後の取組について</p> <p>4 五條市西吉野きすみ館の営業再開について (1) 過去の利用実績について (2) 今後の計画について (3) 地域商社について</p>	<p>部長</p> <p>理事・部長</p> <p>部長</p> <p>市長・政策企画監・理事・部長</p>
4	藤富美恵子	<p>1 「市長の要求による監査の結果報告書 総合体育館における事務の執行について」について</p> <p>2 五條市の財政状況について</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・理事</p>
5	吉田正	<p>1 本市独自の教育について (1) 教育方針について (2) 教育向上施策について (3) 廃校舎の跡地利用について</p>	市長・教育長・部長

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
	吉 田 雅 範	<p>2 五條市バイオマスタウン構想について (1) 五條市林産物加工施設と五條市西吉野きすみ館の今後について</p> <p>3 地域手当の指定基準について (1) 地域手当の指定状況について</p> <p>4 入札方法について (1) 入札方法の種類とその目的について</p> <p>5 市道の認定と廃止について (1) 認定・廃止の条件について</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>部長</p>
9	牧 野 雅 一	<p>1 大塔地域の将来に向けたビジョンについて (1) 旧大塔小・中学校校舎を使った福祉事業について (2) 赤谷オートキャンプ場について</p> <p>2 確かな未来に向けた事業計画について (1) 認定こども園事業の進捗について (2) 庁舎跡地の活用について</p> <p>3 将来の財政健全化に向けた自主財源の確保について (1) 市の歳入に占める自主財源の状況について ア 市の自主財源の現状について イ 市の歳入全体に占める自主財源の割合について ウ 今後の自主財源確保の見通しについて (2) 自主財源の確保に向けた今後の取組について ア 法人事業税等の増収につながる企業立地に向けた支援策の充実について イ 観光客の増加につながる市のPRについて ウ 農業収益につながる農業振興に向けた支援策の充実について エ 林業振興につながる施策について オ 移住に対する魅力づくりについて カ ふるさと納税の寄附額を増収させる取組について</p>	<p>市長・政策企画監・技監・部長</p> <p>市長・技監・部長</p> <p>市長・政策企画監・理事・部長</p>

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
	牧 野 雅 一	<p>キ 遊休資産の効果的な利活用による収入確保について</p> <p>4 働き方改革について (1) 職員の労働環境の改善について (2) 長期休暇職員の現状と要因について</p> <p>5 新庁舎建設整備事業費の今後の見通しについて (1) 電算システムの移転据付け工事費について (2) (仮称)にぎわい棟建設事業費と進捗状況について</p> <p>6 五條西インターチェンジ周辺整備について (1) 上野公園の周辺及び駐車場整備について (2) 国道168号からのアクセスについて (3) 関西国際空港からのアクセスについて</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p>
10	福 塚 実	<p>1 児童・生徒のSNSの利用状況について (1) 携帯電話の所有状況について (2) 啓発活動について</p> <p>2 し尿くみ取等について (1) 料金について (2) 市民への周知について</p> <p>3 市道・橋りょう・トンネル等の安全管理について (1) 市道・橋りょう・トンネル等の危険箇所について (2) 整備状況について</p> <p>4 高齢者の運転免許証の自主返納について (1) 自主返納とサポートについて (2) 車等への安全装置について</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p>
11	養 田 全 康	<p>1 障がい者へのサポート対策について (1) 窓口対応について (2) サポート対策について</p> <p>2 人口減少対策について (1) 現在の対策について</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・政策企画 監・部長</p>

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
	養 田 全 康	(2) 今後の対策について (3) ひとり親家庭について 3 へき地医療について (1) 現在のへき地医療対策について (2) 現状と今後の課題について 4 上野公園について (1) 公園管理の現状について (2) 備品について	市長・部長 市長・部長

本日の会議に付した事件
大谷龍雄議員の一般質問まで

出席議員（十二名）

十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
大	藤	吉	山	福	岩	窪	吉	牧	平	養	伊
谷	富	田	口	塚	本		田	野	岡	田	谷
龍	美	雅	耕			佳		雅	清	全	賢
恵											
雄	子	範	司	実	孝	秀	正	一	司	康	司

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長

太

田

好

紀

秘書課長補佐	土地開発公社事務局長	財政課長	企画政策課長	会計管理者	水道局長	大塔支所長	西吉野支所長	教育部長	都市整備部長	産業環境部長	あんしん福祉部長	すこやか市民部長	危機管理監	市長公室長	政策企画監	技監	理事(総務部長)	教育長	副市長
福本敬志	松本成人	西本久雄	西本久美	小森比美	東純司	谷口晶紀	水本俊明	松井和永	石田茂人	井上昭一	平田耕一	中本賢二	辻田祥友	和田剛明	細川敬太	藤原克哉	吉田曉史	堀内伸起	榎内成吉

午前十時零分開会

事務局長	井 昭 則
事務局次長	馬 場 雅 樹
事務局係長	車 谷 憲 隆
事務局主任	芳 田 佳 名 子
速記者	柳 ヶ 瀬 五 美

○議長（平岡清司）ただいまから去る二日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

この際、申し上げます。理事者側から議案書に誤りがあったとの申出があり、正誤表を配布いたしております。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（平岡清司）日程第一、一般質問を行います。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確をお願いいたします。

議員各位には申合せのとおり、一般質問は全て質問席から一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁は全て自席からといたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、議員各位には一般質問の時間は質問と答弁を含めて九十分以内といたします。

理事者側各位にも御協力をお願いします。

初めに、六番 佳秀議員の質問を許します。六番 佳秀議員。

〔六番 佳秀質問席へ〕

○六番（佳秀）議長から発言のお許しをいただきましたので、一般質問を通告のとおりさせていただきます。

冒頭に、本年十月十二日から十三日に掛けまして、東日本を縦断した台風十九号によりまして甚大な被害が発生いたしました。被災され、そしてまた犠牲になれた方々に衷心より哀悼の意を捧げるとともに、現在も一時避難をされている方々にお見舞いを申し上げたいと思いますとともに、一日でも早く元の生活に戻るようお祈り申し上げたいと思います。

それでは一般質問をさせていただきます。

一、防災行政についてでございます。

(一) 台風十九号による教訓についてでございます。十月十二日から十三日に掛けまして東日本を横断し記録的な大雨をもたらした台風十九号によりまして、東日本の広範囲で甚大な被害が出ました。最近の災害は想定外の被害が多く発生し、防災関係者にとっては防災対策が難しくなってきたのが現状かと思えます。

今回の災害によりまして、本市においても市政報告にもあつたとおり、奈良県市長会の要請を受けまして危機管理課の職員二名を被災地である長野市に派遣したとありますが、今後五條市において防災対策を検討する上で教訓となるようなことについてお聞かせを願いたいなと思えます。

○議長(平岡清司) 辻田危機管理監。

○危機管理監(辻田祥友) おはようございます。

六番議員の御質問にお答え申し上げます。

台風十九号の被災地である長野市に、本市から二名の職員を十月二十三日から六日間派遣しました。

長野市では避難者が被災地域の一部避難所に集中し、結果として同地域に自主避難所が設定されました。

避難所の運営については、自治防災組織等による運営が一箇所、ほかは長野市職員による運営であり、長野市職員が状況把握や復旧業務を行いながら、二十四時間体制の避難所運営を行うことは困難であるとのことで、派遣職員は避難所で活動を行いました。

今回のように被害が長野県内に留まらず、東北・関東など広範囲に及ぶ場合には人員確保が困難かつ時間を要することから、避難所の開設及び運営についての課題を再認識したところでございます。

また、台風十九号を通じて、住民の確実な避難の難しさ、ハザードマップ等の情報の周知徹底の大切さ、復旧の際の長期避難者のケアやボランティアの受入体制の整備、災害ごみの処理方法など、多くの課題が浮き彫りになり、五條市におきましても検討すべき課題が多いと考え

ております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（平岡清司）六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）今危機管理監の方からいろんな形の課題が再認識されたということで、一つは避難所の開設及び運営についての課題、そういうものがあつたとか、そしてまたボランティアの受入体制の整備、そしてまた災害ごみ、これの処理方法、こういうような形の中で、今後五條市において検討すべき課題があり、そしてまたそれが教訓となるということが今答弁にあつたわけですが、私はもちろん今の課題というのはそのとおりだと思います。

そしてまた私感じますのは、大きく分けて三点が本市にとって教訓になるだろうと考えております。

一つは河川の氾濫による洪水であります。市内を流れる吉野川の築堤工事も徐々に進んでいます。完成にはまだまだ時間が掛かると感じますが、一部が決壊したら止めることができません。また市内には樋門そしてまた樋管、これが多くあり本流との調整が行われるようになっていきます。本流の水位により樋門、樋管を閉じると、今度は内水氾濫というような事態が起こります。東日本の台風十九号では堤防が決壊しなくても洪水で亡くなった方がおられます。これは内水氾濫が原因であろうかと考えます。市内においても田中樋門、東浄川樋門、寿命川樋門、五條樋門、五條第二樋門、そしてまた野原西樋門、そして樋管は野原第六樋管と六箇所、一箇所の樋管が設置されております。またその樋門、樋管の付近には住宅街が存在しております。当然として樋門、樋管を閉じると内水氾濫、これが起こります。そのときの対応を考えておく必要が今からあると考えます。対応策をお聞かせ願いたい。

○議長（平岡清司）辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友）六番窪議員の御質問にお答え申し上げます。

樋門操作は吉野川の水が支流の河川に逆流した際に行います。このような場合は、吉野川の水が住宅地等に浸水し、堤防内の浸水水位が急激に上がらないよう樋門を操作するものであり、操作をするような場合は速やかな住民への避難の呼び掛けを実施いたします。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（平岡清司）六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）樋門を操作するような場合は速やかな住民への避難の呼び掛けを実施すると、そういうような答弁であつたわけですが

すが、もちろん過去において樋門、樋管を操作したことがございます。そのときには本当に樋門操作のときに住民と大きなトラブルがあったわけでございます。それは樋門を閉じることによって先ほど言ったとおり支流の河川から流れてくる水がそこでストップされますので、その辺が床下浸水、床上浸水までなってくるわけでございます。だからそういう地元の中でトラブルがあり、ポンプで水をかい出せとか、そしてかい出した水を本流に流せとか、そういうような形の中で、そしてまた全く樋門の理解ができない方は樋門を開けれというようなトラブルが以前はあったわけでございます。一旦樋門を開けると、閉じるといことは本流の水位が下がるまでそれを開けるといことができません。その対策としてはその当時もそうでしたけれども、やはり樋門の操作の必要性、これをやはり普段から住民に知らせておくというようなことが一番重要かなと思います。そしてまた危険性がある場合はやはり早めの避難をしていただく、これしか対策はないかなと思います。今現在多分樋門操作員というのはその地区の方々が樋門操作員をしていただいていると思うのですけれども、トラブルがあったときには市の職員であり、消防団員であり、消防職員であり、そういう者が樋門を操作しておったわけでございます。それでいろんな形の中で地元とのトラブルがあったということの中から、やはり一番大事なのは普段から樋門というのはどういう目的でされておるのか、改めてそれを啓もう・啓発するとともに、先ほども言いましたけれども早めの避難、これが一番大事であろうかなと思いますので、ひとつその啓もう・啓発を主とした対策の方をよろしく願いたいと思います。

そして次に考えられるのは、停電時の対応であります。東日本の災害時には停電は最大四十二万戸以上になり、特に避難所でも非常電源が困難であったと、こういうことが報道されております。現在五條市内の避難所で非常電源の確保されている避難所は何箇所あるのか、お答え願いたい。

○議長（平岡清司） 辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友） 六番窪議員の御質問にお答え申し上げます。

非常用の自家発電設備があるのは、指定避難所五十二箇所中三箇所です。その他の避難所につきましては、一部の避難所で常備している発電機及び各地区の防災倉庫等に簡易発電機を四十九台保管しており、各避難所で利用することもできる状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（平岡清司） 六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） 今答弁の中で、避難場所五十二箇所あるうちで三箇所というような答弁があったわけでございますけれども、本当にそう簡

単に自家発電というのは財政上増やしていくことはかなり難しいかなと思いますけれども、やはり逐次そういう形の中で自家発電というのは重要などころ、必要などころから避難所には設置していく必要があるかなと思います。

今また新庁舎の建設をやっていますけれども、こういうような形のところにおいてももちろん非常電源は設置されますけれども、やはり災害対策本部、中心となる庁舎でございますので、完璧なその非常電源ということになるようにお願いしたいなと思います。

そしてまたその現在ある三箇所をどのようにして避難所として活用していくのか、これを普段から検討しておく必要があると思います。特に災害弱者と言われる高齢者、身体障害者というような方々からその自家発電設備の整った避難所に優先的に避難者を集めるというのも一つの方法であろうかなと思いますが、その三箇所の避難所の有効な使い方について考えを求めます。

○議長（平岡清司） 辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友） 六番窪議員の御質問にお答え申し上げます。

避難者の移動手段の確保などが必要であるため、避難所の数、また高齢者等を移動させることというのはなかなか難しい面があると考えておりますが、そのような議員がおっしゃることも大切でございますので、避難者の移動も含め今後研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（平岡清司） 六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） 今ある現在の中で、どういうふうな形で避難をさせていくのかということとはあらかじめ検討していただきたいと思っております。

そしてまた簡易発電機ですけれども、四十九台保管していると今答弁がありましたけれども、この発電容量というのはどれぐらいの容量であるのかということは御存じかと思えますけれども、やはり有事の際はその発電機四十九台の発電量を今から調査して、どの程度非常電源として活用できるのかというのを調査しておく必要があると思えます。今あるものはポータブルと言ったらおかしいですけれども、手持ちで運ぶようなものでございますので、多分配置した当時は明かり取り、投光器二台、三台、それぐらいの容量しかないようなものだとは僕は認識しておるわけでございますけれども、やはり再度そういうような調査をして、どういう形の中で非常電源として避難所で使えるのかというのを調査、検討しておく必要があるということをまず申し上げておきます。

そして次には、今大きな問題になっております、また先ほど五條市の言っていた方々の教訓にもありましたけれども、被災地のごみの問題でございます。そのごみの問題は東日本の災害時にも多量のごみ問題が起きて、いまだに処理の見通しが立たないと報道されております。

す。

五條市においても過去に風台風と言われるような台風がありまして、本当にまず被災ごみの仮置き場、これに本当に苦勞した経緯がございます。現在地域防災計画の中においてごみの仮置き場ですけれども、これの現状についてお伺いいたします。

○議長（平岡清司） 辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友） 六番窪議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市地域防災計画において、災害時被災物仮置き場指定地としては、上野公園南側、野原中学校グラウンド、今井島台工業団地（公社用地）でございます。北宇智小学校グラウンド、岡近隣公園グラウンド、阿太運動場を指定しております。今後、五條市地域防災計画の改定に伴い、指定地の追加や見直しを行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（平岡清司） 六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） 今の中で、地域防災計画においては六箇所ですか、これの災害時の被災物置き場が指定されているということでございますが、過去にもそうですけれども、それぞれの指定地におきまして被災ごみの持込み、これにつきまして本当に分別と言ったらおかしいですけども、いろんなものを仮設置場に集めますと、分別、そして後の処理、そしてまた仮設置場を閉鎖しようと、その閉鎖時期、これについても支障を来した過去の教訓がございます。その中においてやはり今からそういうことを踏まえた中で検討していただきたいなと思います。ただ過去には市に焼却場があったことから焼却できるものについては時間が掛かりましたが、焼却することができました。しかし現在組合で焼却処分しているため思うように処分がいけないということが考えられます。なぜならば、付近、周りのどこの自治体も台風のごみでございまして被災ごみが出てごみが多量になり、そして処理に時間が掛かると想定されております。今現在、やまと広域環境衛生事務組合での災害ごみの処理対策についてどうなっているのかお答え願います。

○議長（平岡清司） 井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭） 六番窪議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、やまと広域環境衛生事務組合では、やまとクリーンパークにおいて年間約二七、〇〇〇トンの可燃ごみが焼却処分されています。やまとクリーンパークの焼却能力は、日量六〇トンのごみを処理できる焼却炉を二炉設置しており、一日一二〇トンの処理が可能で、稼働

日数二百八十日として、年間で最大三三、六〇〇トン処理できます。

現在、二市一町から搬入された一日のごみ焼却量は約九六トンです。したがって、余力として計算上は災害時に約六、七〇〇トンの処理が可能となりますので、その範囲で受入れ可能であると聞いております。

ただし、やまとクリーンパークでは、仮置きする場所がないため、災害時には構成市町のそれぞれがやまとクリーンパークへ搬入するまでの間、その全量を仮置きしておく必要があります。

なお、大規模災害時における焼却処理能力不足分の確保については、仮設焼却施設の設置や県内外の支援要請により対応していくことになります。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（平岡清司） 六番 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） 今やまとクリーンパークの現状をお答えいただいたわけですが、やはりやまと広域環境衛生事務組合で想定される二市一町ですか、二市一町の中でどれだけの被災ごみが出るかという想定であるとか、そしてまた近隣のほかのところに支援要請、支援を要請するということがございますが、多分この近隣でしたらほとんどの場合が同じような被災ごみの現状があつて、なかなか東日本でも横浜市の方で焼却するというようなことも公表されておりましたけれども、かなり被災ごみというのは大きな問題になってくるかと思えます。やまとクリーンパークにおいてもやまと広域環境衛生事務組合においても今後その被災ごみ、こういうものをどういうふうにしていくかというのもあらかじめ計画しておく必要があるかと思えます。

そういう形において、今後仮置き場も踏まえてですけれども、一番大事なことはやはり最終、ごみの仮置き場もあつたにしても、打ち切り、ここでやめますというのは本当に難しくなってきましたので、その辺も併せて今から計画をきっちりしていただいております。思います。それを申し上げておきます。

そしてまた、今回の東日本の台風被害の教訓、これはまだまだこれから国・県ともいろんな形の中で地域防災計画の見直し等で反映されてくると考えますが、市としても一番大切なことは、市街地の中心に吉野川の河川がある、これだけは否めない事実でございますので、あらゆる関係機関からの教訓の情報収集を行いまして、そしてまた五條市に見合った体制をお願いしたいと考えるわけでございます。そういう形の中で、答弁をお聞かせ願いたい。

○議長（平岡清司） 辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友） 六番窪議員の御質問にお答え申し上げます。

今回の東日本の台風被害の教訓について、今後国・県による計画見直しが予想されることから、引き続き情報収集に努め、今後の五條市地域防災計画改定に反映させたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（平岡清司） 六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） はい。そういうことでよろしくお願いいたしたいと思っております。

そしてまた教訓となったことにつきましては、市の防災担当者だけで教訓となったという形の中で認識するのではなしに、やはり市の職員そして防災関係者、そういう方々にそういうものの教訓となったことについての周知というの情報も共有する意味も踏まえまして、周知をするのが大事であるのかなと思っておりますので、その辺の方をよろしくお願いいたします。

大きな災害があつてからこれは想定外であつたとか、そしてまたいろんな形の中で気象情報が今著しく変わってきておるわけでございます。その中において、こういうような大きく変わった気象情報が出たら市民はどう行動してよいのか、これが分からないのが今の現状であろうかと思つております。的確に行動が取れますように、大事なことは何回も申し上げますけれども、啓もう・啓発でございますので、その辺の方よろしく御検討いただくようお願いいたします。次は質問に移りたいと思つております。

次は学校適正化の進捗状況についてでございます。

学校適正化のうち、来年間近に迫っております、四月開校の五條中学校、そしてまた統合する宇智小学校の今現在の適正化に伴う進捗状況についてお聞かせください。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 六番窪議員の御質問にお答えを申し上げます。

五條中学校、野原中学校、西吉野中学校を統合して現在の五條中学校地に新設する中学校についてですが、校名候補も決定し、校章、制服校舎の改修工事など四月の開校に向けて準備を進めております。

なお校名等については今議会に提出する条例の中で御審議いただくことになっております。

次に北宇智小学校、阿太小学校、宇智小学校を統合して現在の宇智小学校地に新設する小学校については段階的に統合されますので、まずその第一段階の阿太小学校、宇智小学校の統合に向け進めております。

現在は校名候補も決定し校章、制服の導入、スクールバス操車場の設置など四月の開校に向けて準備を進めております。

このことについても今議会に提出する条例の中で御審議いただくことになっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（平岡清司） 六番 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） 今いろんな形の中で進捗状況をお話いただきましたけれども、やはり計画どおり進んでいるという中で、例えば来年の四月に開校予定の五條中学校は、現在学校適正化に向け改修工事、そしてまた仮設といいますが、阿太小学校と統合するであろう宇智小学校につきましてはスクールバス操車場の造成準備、こういうものを行っているということはいろんな形の中で報告をいただいておりますので、承知しているところでございますが、学校統合協議会のいろんな形の中で検討部会があると思うのですけれども、そのうち五條中学校、そして統合するであろう宇智小学校の通学部会の進捗状況についてお聞かせください。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 六番 窪議員の御質問にお答えを申し上げます。

通学部会では通学路、通学方法、安全対策、通学バスの運行計画等の検討協議を進めております。

初めに中学校についてですが、統合により野原中学校校区、西吉野中学校校区の生徒が現在の五條中学校に通学することになります。

通学方法については学校から生徒の自宅までの距離によって変わります。学校まで六キロメートル以上の生徒を対象にスクールバスを運行し、六キロメートル未満は自転車、もしくは徒歩での通学になります。

通学路については学校が安全と認める通学のための経路を保護者に申請いただくものになりますが、通学部会としては学校までの幾つかの経路を想定しております。

スクールバスの運行については現在の西吉野中学校校区と現在の野原中学校校区の生子地区が利用対象地区となり、これらの各地区から五條中学校までの経路、運行時刻等の計画を現在作成しているところであります。

続いて小学校についてですが、令和二年度は阿太小学校と宇智小学校の統合により現在の宇智小学校に現在の阿太小学校の児童が通学する

こととなります。

通学方法については、学校から自宅まで三キロメートル以上の児童を対象にスクールバスを運行し、三キロメートル未満の児童は徒歩での通学となります。

通学路については、スクールバスは三つの経路を考慮しており、自宅近隣のバス停から乗車し現在の宇智小学校の下に新たに設置するスクールバス操車場で降車、そこから学校まで徒歩で通学することになります。

スクールバスの運行については、阿太小校区と宇智小校区の三在、六倉地区が利用対象地区になります。これらの各地区から宇智小学校までの経路、運行時刻等の計画を現在作成しているところです。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（平岡清司） 六番 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） 今の答弁の中で、現在五條中学校の場合は学校までの経路、そしてまたスクールバスの運行時刻の計画を作成中であるということ、そしてまた野原中学校校区では今お聞きしましたら生子地区以外のほとんどの生徒が徒歩、または自転車で通学しなければならないという状態であろうかなということと報告を受けたこととございますけれども、今度野原地区から五條中学校に徒歩、また自転車で通学するというのは大体今のところ五十三人から五十五人くらいになるのと違うのかなということと聞いております。通学路となる五條中学校付近の通学路は歩道も狭いので、車の対向にも支障を来しております。そこにスクールバスの運行が行われますと、ますます通学路が狭いになります。また先日、野原地区の小学校六年生の丹原地区そして霊安寺地区、そして五條東地区の五條小学校六年生で今度中学校一年生になるという方に、通学をどうするかを尋ねてみましたら、本当はかなり距離が遠い、中学校二年生、三年生ぐらいになればしっかり自転車もこぎますけれども、一年生になってすぐ四月からそんな自転車で行けと言われても、それだけ長い距離を自転車ですることないし不安であると、家族で送迎しなくてはならないだろうということとを言われております。そういう形になりますと当然として御父兄、家族の方々が送迎する車も増えてくるのではないかなと、自分では考えておるわけでございますけれども、どのような通学路の安全対策を考えているのかお尋ねいたします。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 六番議員の御質問にお答えを申し上げます。

五條中学校へはマイクロバスなど四台の運行を計画しております。

学校へは五條インターチェンジ手前から左折する道を利用します。登校時は始業時間の二十分前までに、下校時は授業終了と部活終了の二十分から三十分後に運行する計画としており、登下校とも徒歩通学、自転車通学との時間差を設け一時に集中しないようにしております。

通学部会ではこれまで実施した大川橋の歩道利用の交通量調査や五條中学校までの通学距離等の調査に基づいて新たな通学路を想定しております。その中から学校が安全と認める経路を保護者からの申請に基づき許可が行われます。その上で生徒には危険箇所の確認をするなど安全な通学に向けた指導を行ってまいります。

自転車通学にあたっては、五條小学校から中学校への通学区間において道路幅員が非常に狭くなっています。JR高架下の道路の一部で幅員を広げること、安全確保で五條小学校の体育館一階を駐輪場として利用すること等の検討や注意喚起の看板設置、グリーンベルトの改修など、周辺道路の安全性について警察等関係機関とも協議をしながら進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（平岡清司） 六番 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） いろんな形の中で検討していると、また協議をしているとのごいですが、先ほども申し上げましたけれども、野原地区のスクールバスに乗れない、そして長い距離の自転車等で通学しなければならない、そしてまた交通量の多い道路を自転車で、いまだかつて乗ったことがないという形の中で、本当に徒歩には距離が長すぎる、そして何遍も申し上げますけれども、家族が送迎しなければならない、負担となる。やはり僕は思いますけれども、この中においていろんな形の中の調査というのをしたと思いますけれども、その御家庭でも話されましたけれども、一度学校関係者が徒歩、自転車でその該当する家から五條中学校まで徒歩もしくは自転車で体験して、そしていろんなことを感じてほしいと、そういうことも話をされておりました。

高校生である智辯学園、これにおきましても高校生でありながら今現在のはちよつと分かりませんが、大川橋付近に先生方が立っておられる、そしてまたあちこちで先生方が、高校生であってそういう形の中で見守り、もちろん交通安全の指導も踏まえてそうですけれども、そういう形が現在もやっておられると思いますけれども、今後そういう形の中において主要交差点、そういうところに学校の先生が安全な通学のために本当にそんな立ってやってくれるのかなど、そういうような話も聞かされております。

また中学校の校舎付近の住民ですけれども、校舎改修工事を進展しているが本当に付近の通学路の安全対策が何も見えてこないということ

を話されております。まず以前から道路拡幅予定のある市道本町二二号線の開校に伴う工事の進捗状況についてお聞かせ願いたい。

○議長（平岡清司） 石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人） 六番窪議員の御質問にお答え申し上げます。

市道本町二二号線につきましては、今現在学校適正化に伴う通学路の安全対策を最優先に考えまして教育委員会とも連携しながら早期の完了を目指してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（平岡清司） 六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） 早期の完成と言いますけれども、開校に間に合うのですか、その辺の時期的なこと、スケジュール的なことをちよつとお答え願いたいと思います。

○議長（平岡清司） 石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人） 六番窪議員の御質問にお答えさせていただきます。

今現在、教育委員会とも調整をしながら今の現状を踏まえましてどうすべきかというふうなところを一つひとつ検証しながら対応して、早期の完了を目指してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。（「六番」の声あり）

○議長（平岡清司） 六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） この市道本町二二号線の三〇メートルほどかなと思いますけれども、そのことにつきましては何年か前から拡幅という話がございます。地元は学校四月やからもう工事に着手してくれるやろうということで、その田畑、要はその地を耕作しないで、物を作らないでそこを空けておくんやという心構えまでしていただいております。それだけ四月に完成するというのを思っております。その土地所有者であり、付近の方々のことでございます。一日も早くというのはなしに、本当にそういうような形の中において学校は開校するわ、いや道全然ですわって、まして先ほども言いましたけれどもマイクロバス四台、これはその道を通るわけでございます。

そういう形の中において、やはりもつと教育委員会の方と距離を密にさせていただいて、一日でも早くその拡幅というのをお願いして子供たちが安心・安全で通れるような形の確保、今の話を聞いておつたら間に合うのかなあと、来春の開校には間に合うのかなあとということで少

し疑問に思われますけれども。

そしてまた野原小学校六年生で中学校一年生になる方々がどこを通っていくという話を聞いていましたら、「いや五條市役所の横を通るのもあるやろうけども、もうまっすぐ行ってしまつて五條インターチェンジのところから行こうかな、運転もへたくそやし。」というような話もされておりました。そうなりますと、家族の送迎ルート、これも当然としてその道を通るのではないかなと思いますので、一日でも早くそして拡幅していただけるようお願いするとともに、準備をしていただいております土地所有者に進捗状況の報告、これをやはりお願いしたいと思しますので、ひとつよろしくお願いいたします。

次に付近の住民が一番心配しておるのは通学路でございます。もう一つは南にある学校と市道との間に水路があるわけでございますけれどもその水路に鉄板を敷いてでも何でも結構ですけれども、暗きよにして、その上を歩道等に利用するだけでも幾らか安全であるというような話が聞こえてきます。そして昔そこは農業用水路でそこから田んぼやいろんな水を取っておったのですけれども、今最近では農業用水路という役目でほとんどその水を使うことがございませんので、子供たちがその上を歩けば一番経費も掛からなくて通学者の安全というのを確保できますし、そして今現在では子供が通行しているときに車はこっちでちよつと待つておるとか、対向車が来たら手前で待つておるといふように交互通行のような形で現在やつておるわけでございますので、今後、学校と市道との間にある水路の活用を積極的に進めていただいたらなと思えますけれども、考えをお聞かせ願います。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 六番議員の御質問にお答えを申し上げます。

五條中学校のグラウンド横の通学路についても関係機関に働き掛けを行い安全性の確保に努めてまいります。

御指摘の五條中学校付近の水路については、安全な歩道確保の観点から工夫ができないか検討を行つてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（平岡清司） 六番議員。

○六番（窪 佳秀） 道路を拡張するといつたら大きな財源が必要かなと考えますが、一メートルくらいあるような形の中で水路にふたをすれば通学路とすると、そういうことにつきましてはそう大きな経費が掛からないかなと思つておりますので、是非とも検討していただいて、できれば開校までに完成していただくことをお願いして、次の質問に移ります。

次に、今現在あります教育委員会前から五條小学校裏の市道が狭あいであると、そして見通しもかなり悪いという中で、先ほどもちよっと答弁の中でございましたけれども、自転車通学の生徒には危険が伴うという話も聞かされております。

私もよくあの道を利用するわけがございますけれども、手前に来てからあつ車来た、バックせないかとか、そういう形の中で、近くに来ないと見通しがきかないことがあります。そういうことで、私は現在ある東浄川に掛かっている橋ですけれども、それを少し隅の方、ちよつと角度を広げることによりまして、かなり見通しというのが確保できるだろうなと考えておりますし、そしてまたあれは後に付けたわけでございますけれども、道路とその横に歩道があるわけでございます。鉄でつくって舗装してあるわけでございますけれども、これが一段、二段上って階段で言うたら二段ほどあるわけでございますけれども、あれを橋と同じフラットにすることによってあの上というのは自転車は押しでは通れますけれども乗っては通れないだろうと思えますので、ほとんどの場合が野原地区からの方々は自転車で通学する、徒歩の方もほとんどがこのルートを通学するということが考えられますので、やはり事故が起こる前、そしてまた先ほど五條小学校のどこかを自転車置き場にしてそこから徒歩でという話も答弁でございましたけれども、これはあくまでも僕は一時しのぎはそれでいいかもしれませんが、あれずつと五條小学校の敷地の中に中学校の自転車を置くということは本当にいかなものかなということも考えておりますので、何か事故があつてから、事をするのではなしに今から対策を考えていつていただきたいなと思えますが、お尋ねいたします。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）六番窪議員の御質問にお答え申し上げます。

通学路の安全対策を最優先に考えまして、関係課、関係機関とも早急に連携を取りながら今の現状等も踏まえましてどうすべきか、一つひとつ検証しながら対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（平岡清司）六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）ひとつよろしくお願いたします。

市の職員もそうですし、皆さん本当にあそこを通っている方が多いと思えますので、言っていることがちよつと口では伝わりにくいかもしれませんが、現状は理解していただいているのかなと思えます。やはり関係者と協議をして検討して行動を起こしていただくよう、何回も申し上げますが、事故があつてからでは統合して良かったとは思いません。そういう形においてよろしくお願いたします。

次に、統合する宇智小学校のスクールバス操車場の安全対策についてどう考えているのか、お答えしていただきたい。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 六番窪議員の御質問にお答えを申し上げます。

スクールバス操車場の安全対策については、歩行者とバスの動線が交差ししない設計となっております。具体的には歩道と車道に段差を付けたり、歩行者が車道側に下りないように横断防止柵を設置します。

いずれにしても、バスが操車場に到着してから下校し乗車するよう指導するなど安全確保に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（平岡清司） 六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） いろんな形の中で安全対策を考えていただいておりますが、やはり全国的にいろんなニュースの中で通学路での事故が発生しております。

そしてまたそのスクールバス操車場、うまいこと子供が歩いて来てそして下でうまいことバスを、ちょうど時間が合えばよろしいですけれども、例えば雨が降っておるときには本当に傘を差しながらバスに乗り込むというような形もございますし、やはり一年生から六年生までという幅広い年齢層のある中で、一番大事なのは安全対策であるのと同時に、雨の場合の待つておる状況も考えながら安全対策というのを今から準備していただきたいと思っております。

そしてまた阿太地区の方からは、やはり一年生やからちよつと無理やからという形の中でバス、もちろんバスで来ていただいたら安全でございますけれども、やはり家族で送迎するという場合も幾らか出てくると思っておりますけれども、その家族で送迎したらどこまで家族の車が入っていいのか、学校の際、グラウンドの近くの校舎まで進入できるのかということもございます。かなりあそこは荒木神社の境内、そのこともございますし、あそここのところに一人送って行く、今度送った車はあの道まで下りてこなくてはならないという形の中で、果たして対向がスムーズにいかないん違うのかなと思います。だから今は阿太小学校ですけれども、やはり段階的に次は北宇智小学校からも同じような形の中の児童がもつともつと増えてきますし、今からいろんな形の中でルールを作っておかなくては今後令和五年度くらいですか、北宇智小学校との統合をするときにもいろんな形の中で問題が出てくると思っておりますので、そういうルールづくりについてお聞かせ願います。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 六番議員の御質問にお答えを申し上げます。

原則として緊急時等、特別の事情がある場合を除き学校の校舎までの乗用車の乗入れを禁止しております。

また令和五年度は北宇智小学校との統合もあり児童数も増えることとなりますが、原則については変更ございません。学校への登校についてはスクールバスか徒歩によるものとしておりますので、学校までの車の乗入れを禁止しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（平岡清司） 六番 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） はい。その辺の禁止をしておりますということですが、なかなか禁止……、そして学校の先生だけ学校の際まで乗って行けるのかというようなこともございます。やはり今からいろんな形の中で学校の教員も踏まえた中でルールを定着しておく、これが一番大事であるのかなと思います。よろしく今からルール作りの対応というのをよろしくお願いしたいなと思います。

次に通学にはもちろん交通安全も大事ですけれども、防犯対策、これがかなり重要な一つの問題になってくると思います。今現在の考えておる通学路の防犯対策について、検討している状況についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 六番議員の御質問にお答えを申し上げます。

子供たちの通学路の安全につきましては、地域の皆様や各関係機関と連携や協力をしながら取組を進めているところです。

登下校中に何かあった場合に助けが求められるようにと、平成二十三年度より始まった「子供一〇番の家」は昨年度末で市内四六九件の協力を得ています。

通学路における危険箇所については各学校・園からの情報をもとに通学路マップを作成し、学校や土木事務所、警察等と協力して合同点検を行っています。その際、危険箇所が確認されれば関係機関等とも連携し改善に向けた対策を図っています。またほとんどの小学校では地域の方々による登下校時の見守り活動として立哨を行っています。中学校では部活動等で遅くなるのが心配されますが、日没に合わせて最終下校時刻を月ごとに設定し、出来る限り明るいうちに帰宅できるように配慮しています。それでも暗くなる場合があります。全国では登下校中の不幸な出来事が起こっていることも承知しています。今後防犯カメラの設置など、地域の協力も得ながら地域全体で子供を見守る有効な対策を取ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（平岡清司） 六番 窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） 今話の中で防犯カメラとか地域の見守り、そして防犯灯、また防犯カメラ、こういうような形の中で有効であるというようなことであるわけでございますけれども、やはり通学距離が長い、そして見守りについても距離が長いと下校時間のばらつき、これがあることからかなり見守りというのは難しいかなと思います。

そしてまた防犯灯、これにつきましては、先日、近くですけれども防犯灯の様子を見てきたわけでございますけれども、防犯灯というのは御存じのとおり管理は自治会組織でございます。だから防犯灯を暗いから点けるといっても自治会が後の管理の負担をしていかななくてはならない。電気代も踏まえてそうですけれども。そのためにはやはり費用が掛かるという形の中で、やはり自治会等の管理の問題もあると思います。

そしてまた防犯カメラ、これはいいことですが、防犯カメラというのは常時防犯カメラを監視しておって初めて防犯として使えるのではないかなと思います。ほとんどの場合が、ここに防犯カメラがあるからという認識の方もおりますけれども、やはり事があってからその防犯カメラを参考にしての対策と、取組に使われておるのがほとんど防犯カメラの使い道であろうかなと思います。そう言っても、常時その防犯カメラを見ながら監視しておくということもできないのが現状であろうかなと思います。

その中においても、やはりいろんな形の中で先進地もあるかと思えますけれども、取組をしているところもあるかと思えます。そういうような形の中においてもこれだけ長い距離でございますので、五條市に合った防犯対策、これをお願いしたいなと思います。

最後になりますけれども、一般的に踏まえて四月に開校する中学校、そして小学校の学校適正化に対する交通対策のうんぬんのことについて教育長から御答弁をいただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（平岡清司） 堀内教育長。

○教育長（堀内伸起） 六番窪議員の御質問にお答え申し上げます。

令和二年度より新しく小学校・中学校が開校いたします。このことに伴い通学方法もスクールバスによる通学や自転車通学、そして徒歩による通学をする子供たちの数が増えると予想されます。通学手段や通学路が新しく変わるなど環境の変化を伴いますので、随時通学路の点検を実施し、その対応について検討してまいらなければならないと考えているところであります。

具体的なものにつきましては、先ほど部長の方から答弁をさせていただきましたように統合までに最大限の安全確保に努めてまいりたいと思います。また併せて御質問いただきました、通学路の防犯対策でありますけれども、このことにつきましてもこれから大変重要になってくる中身だと思っております。それを点検するための緊急の危険場所等につきましては、学校の方とも連携を図りながら調査をしておりますので、それに合わせて先ほど答弁させていただきましたようにいろんな方法を使いながら子供たちの安全の確保に向けて万全を期していきたいと思っております。

学校は安全なところというのをいつも申し上げておりますけれども、登下校につきましても、子供たちにとって安全であるべきだということとを大切にしながら進めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（平岡清司）六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）ありがとうございます。本当に開校を来春に控えまして、児童・生徒が安心して安全に通学できるような体制、そしてちょっと僕この間の打合せのときに話をさせてもらったのですけれども、自転車通学、歩道というのは自転車に乗って走れるものかなということも疑問に思います。よそでしたら自転車を押して歩道を行くという形のことですけれども、野原地区からずつとこちらに来て歩道を全部渡らなくてはならないわけでございますので、その辺の方、また今後一応関係機関の中で聞いて、歩道も乗ってよろしいよというような関係機関からことを併せて、また保護者に連絡なり、そして歩道は乗れませんよという形になった場合には、またいろんな形の中で対策ということを考えていただいて、来春には本当に安心して子供が通学できるようにお願いを申し上げます、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（平岡清司）以上で六番窪 佳秀議員の質問を終わります。

次に、一番伊谷賢司議員の質問を許します。一番伊谷賢司議員。

〔一番 伊谷賢司質問席へ〕

○一番（伊谷賢司）議長より発言の許可を得ましたので、一番伊谷賢司、通告に則り一般質問をさせていただきます。

まずは、先般の台風十九号においてお亡くなりになられました方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、一刻も早い復旧・復興を祈念いたします。

また、本市におきましては直接の被害はなかったものの市職員の被災地派遣対応など、迅速な対応に一市民として感謝いたします。

また一方、喜ばしいニュースでございますが、奈良県立五條高等学校サッカー部が全国大会出場となり是非栄冠を勝ち取っていただきたいと思っております。

それでは質問に入ります。

一番目の安全・安心なまちづくりについて質問させていただきます。

まず一番目の自主防災についてですが、この自主防災組織について自治会ごとに温度差があると思いますが、自治会での設置率、市からの助成、自主防災訓練の取組をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（平岡清司） 辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友） 一番伊谷議員の御質問にお答え申し上げます。

自主防災会につきましては、自治連合会単位で設置されており、全ての地区で設置されております。

補助金につきましては、平成三十年度には二十三地区の自主防災会のうち十八団体から申請があり、防災研修の実施や防災倉庫等の資機材の購入などに活用いただいております。

また、平成三十年度は八地区の自主防災会が避難マップの作成訓練や消防と連携した消火訓練や救急救命訓練などを実施いたしました。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（平岡清司） 一番伊谷賢司議員。

○一番（伊谷賢司） はい、ありがとうございます。

去る十一月十七日ですが、あづみ台地区自治会ではドクターヘリが牧野小学校グラウンドに着陸いたしました。そしてそこで見学並びに医師、看護師、救命救急士、消防士の皆様から貴重な説明をいただき老若男女問わず共に貴重な体験をさせていただきました。

また、自治会女性による炊き出しも好評で、楽しみながら防災・減災について学べたことは大変有意義でございました。危機管理の御担当の方々にも大変お世話になりましたことを、心から御礼申し上げます。やはり防災訓練とはいえ親しみやすい環境で行うことが参加者の増加、広がりにつながると感じましたので、申し上げます。

自主防災の充実は大変重要であると同時に、自治会と協調し発展しなければならぬ組織であると思っておりますが、前回の一般質問で私はマ

イ・タイムラインの普及を提案いたしました。現状をお聞かせください。

○議長（平岡清司） 辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友） 一番伊谷議員の御質問にお答え申し上げます。

マイ・タイムラインは避難のタイミングを冷静に見極めるためのツールとして非常に有用で、広報五條十月号に作成方法を掲載して各家庭で活用いただくとともに、現在、五地区で作成訓練を実施いたしました。今後も取組を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（平岡清司） 一番伊谷賢司議員。

○一番（伊谷賢司） はい、ありがとうございます。

早速広報に掲載いただきまして作成訓練に取り組んでいただいていると答弁いただきました。感謝いたします。今後も引き続き是非取り組んでいただきたいと思います。

次に、自主防災組織の今後の課題ということをお伺いしたいのですが、今後の課題という形での御答弁をいただけますでしょうか。

○議長（平岡清司） 辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友） 一番伊谷議員の御質問にお答え申し上げます。

全ての地区の自主防災会が活発に活動できる環境づくりが現在の課題であり、訓練等の支援を行いながら、より連携を密にして取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（平岡清司） 一番伊谷賢司議員。

○一番（伊谷賢司） まず自らの命を守るということで自助、次に大切なのは地域で助け合う共助です。例えば自治会担当部署なら地域政策課の皆様が御対応いただいていると思うのですが、防災の取組を危機管理課だけではなく、地域政策課の課員が防災の取組をしっかりと自治会に広めていくとか、そういう形も今後必要かなと思われるのですが、その単課だけではなく市役所全体で防災に対する意識付けが必要ではないかと考えますが、市長公室長いかがでしょうか。

○議長（平岡清司） 和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明） 一番伊谷議員の御質問にお答え申し上げます。

議員御指摘のとおり市の防災に関する事項、これにつきましては、当然これは全庁的に取り組むべき課題でございます。災害時の対応だけではなしに日常の業務の中におきましても全職員の防災に対する意識付け、これはもとより常時部局間の連携、自治会の皆様、あるいは市民の皆様との連携、こういったことに留意をしまいたい、このように考えてございます。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（平岡清司） 一番伊谷賢司議員。

○一番（伊谷賢司） ありがとうございます。

是非各部署で防災への取組をしっかりと話し合って、そして災害と言えばすぐに危機管理、危機管理というわけではなくて、あくまでも今市長公室長が言っていたように通常の行政サービスを行っている中で、災害が起きたという状態であるならば各部署がそれぞれの力を發揮して御対応いただきたいと思っております。それがゆえに行政が麻痺しないように普段からの訓練をお願いして、次の質問に移ります。

地域防災マップの作成マニュアルについて伺います。台風、水害、地震等様々な災害が想定される中で、特に南海トラフ巨大地震を想定し地域防災マップを作成するには一番望ましいのじゃないかと思いますが、担当部局として自治会並びに自主防災に提案していただけるかを伺います。

○議長（平岡清司） 辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友） 一番伊谷議員の御質問にお答え申し上げます。

自助・共助の意識を高める取組として、地域の防災マップの作成に取り組んでおり、市が作成したパワーポイントの資料に沿って作業していただく作成可能でございます。

また、本年度は、四団体で避難経路・地区防災マップの作成訓練を実施いたしました。ハザードマップの周知や危険箇所との共有、避難経路の検討や避難に支援が必要な方の確認などに有効な取組でございますので、今後取組を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（平岡清司） 一番伊谷賢司議員。

○一番（伊谷賢司） はい、ありがとうございます。

地域の危険箇所、そして浸水被害予想地や家屋浸水予想箇所、事前に調査すれば様々な手配を先に講じることができると、どの手配も迅速にできるのではないかとということで、あらかじめ自治会で用意できることが多々あると思いますので、是非この地域防災マップの作成を進めていただきたい、そういう思いでございます。

関連であります。災害発生時の妊婦や乳幼児に対し健康面等何か支援策を考えているのか、健康福祉担当部長にお伺いします。

○議長（平岡清司） 中本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（中本賢二） 一番伊谷議員の御質問にお答え申し上げます。

保健福祉センターにおきましては、検診及び相談事業を日々実施しております。よって市内の妊産婦及び乳幼児のいる家庭につきましては、ほぼ把握をしている状況でございます。

災害発生時には可能な限り妊産婦の安否確認の実施を行い、必要に応じて相談、訪問等により健康状態の確認を含めた支援を考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（平岡清司） 一番伊谷賢司議員。

○一番（伊谷賢司） はい、ありがとうございます。

避難所での一つ質問ですが、乳幼児、また妊産婦、また外国人避難者という方もおられる、そういう可能性が出てきます。こういう方々の避難所での対応というのにも検討していただきたいと思えますがいかがでしょうか。

○議長（平岡清司） 中本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（中本賢二） 一番伊谷議員の御質問にお答え申し上げます。

まず外国人の対応につきましては、今あります携帯というか、簡単な通訳機等の活用が考えられるのかなと思っております。あと妊産婦や乳幼児等の対策につきましては授乳時のプライバシーの保護等を補完しながら、そこら辺の対策等を取っていきたいと思っております。他部ではありますけれども、赤ちゃんの駅という授乳施設の方を市では保有しております。そちらも使用しながら対応できるのかなと思っております。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（平岡清司） 一番伊谷賢司議員。

○一番（伊谷賢司） はい。是非検討していただいて、準備に越したことはございません、今の避難所での態勢、ストレスがたまらないように、そういう配慮もいただきながら是非今のうちにしっかりとマニュアルを作り込んでいただきたいと思いますと思っておりますので、どうかよろしくお願いたします。

災害は本当に忘れたところにやってくるということで、ちょっと何にもないなあというときに突然起こってくるという可能性が非常に高くございます。日々検討課題に取り上げて、市民の安全・安心に寄与していただくことをお願いして、次の質問に移らせていただきます。

社会資本整備についてお尋ねいたします。

国土交通省総合政策局社会資本整備政策課所管の先導的官民連携支援事業というのがございます。多々ある助成事業、補助事業、支援事業の中の一つですが、これは主にPPPやPFIを推進のための検討経費支援の方を助成している支援事業ですが、この案件募集の第二次が本年の七月で一旦終わっているのですが、また来年も似たようなものが出てくるのも有り難いなと思うのですが、本年七月で締め切りとなりましたが、本市においてこういう新事業に関してどのようにお考えか見解をお聞きしたいと思います。

○議長（平岡清司） 藤原技監。

○技監（藤原克哉） 一番伊谷議員の御質問にお答え申し上げます。

官民の多様な主体の連携による自発的な地域づくりを通じて地域ポテンシャルを引き出し、特色ある成長を図るためには、民間の投資効果が最大限に引き出されるよう、民間の投資と一体的な基盤整備を行う必要があります。

本支援事業は、国土交通省所管の基盤整備事業の事業化に向けた検討経費を支援対象とした制度であることは十分認識しております。

五條市においては、厳しい財政状況を踏まえ、今後展開が予定・予想される事業に当たっては、民間活力の利用を念頭に置きながら進めてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（平岡清司） 一番伊谷賢司議員。

○一番（伊谷賢司） 本市における企画力というのですかね、そういう企画力を高めるために、こういう新制度を積極的に活用してチャレンジしていただきたいなと思っております。準備万端が事業着手の基本ということでよくお聞きしますが、企画というのは本市の明暗を決める上で

の都市整備だけではなく、……の企画というのを進めていただきたいが、技監はどのようにお考えですか。

○議長（平岡清司） 藤原技監。

○技監（藤原克哉） 一番伊谷議員の御質問にお答え申し上げます。

先導的官民連携支援事業への取組といたしましては、PPP/PFIによる官民が共に事業を進めることの意義と成果を研究しながら、今後は、民間事業者の意見を踏まえ全庁的に「企画」に反映することで、様々な効率的事業展開を意識した検討を行いたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（平岡清司） 一番伊谷賢司議員。

○一番（伊谷賢司） はい、ありがとうございます。

今後の事業計画においては是非大きく大きく風呂敷を広げて必要なものや疑問点、課題を敷き詰めて進めていただきたいなと思います。大きいものから絞るのは安易ですが、やはり小を大にもっていくというのは難関であるということとはもう皆様が周知のことと思います。あえてお願いをして、次の質問に移ります。

今後の本市に必要な、是が非とも本市に必要な社会資本整備となるものを、具体的なものがありましたら教えていただきたいと思っております。

○議長（平岡清司） 藤原技監。

○技監（藤原克哉） 一番伊谷議員の御質問にお答え申し上げます。

本市における社会資本整備については多々インフラ整備でございますけれども、官民連携を踏まえた事業を考えながら進めていきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（平岡清司） 一番伊谷賢司議員。

○一番（伊谷賢司） はい。様々なインフラ整備が喫緊の課題もあれば、五年、十年のスパンのものもあると思います。必要なインフラに取り組む前に周辺の整備を行ってから進む流れを是非作っていただきたいなど、そういう思いでこの質問をさせていただきました。

続いて、質問させていただきます。

国土交通省による現在河川築堤整備事業、この築堤整備事業に絡む国土交通省のかわまちづくり支援制度の登録ということについて質問さ

せていただきます。今五條市の吉野川、榮山寺から橋本市の県境までが国土交通省の事業体となる一級河川でございます。その中で、野原側、二見側と、今築堤が毎年行われておりますが、是非その中で、ただ築堤をつくっていただいているという観念じゃなくて、市民としては安全・安心になってくるなという思いではあるのですが、やはり吉野川というところを一度、本市の東西に流れる吉野川ですけれども、川辺から見ると非常に魅力あふれる風景が多々見られます。外からというか、今まで通常の道路から見ただけじゃなくて川べり、また築堤の上から川を覗かせていただくと、本当に綺麗だなと、改めて魅力を感じる次第でございます。そんな中で、やはりこの築堤をそのまま災害等に強い堤防ということではなくて、もう少しいろいろな活用方法、散歩道であったり自転車道であったり、また障害をお持ちの方も利用しやすいような形、こういう築堤になってこの川もの素晴らしい景色、五條市の財産でもあります吉野川の眺望にしっかりとマッチングさせていく、そういう国への要望もすっかり行動していただきたいなと思っておりますが、その近辺で今までは水辺の楽校プロジェクトもございました。さて次はという形で臨んでいただきたいのが、かわまちづくり支援制度の登録ですが、その辺に對しての所見をお伺いしたいと思います。

○議長（平岡清司） 藤原技監。

○技監（藤原克哉） 一番伊谷議員の御質問にお答え申し上げます。

かわまちづくり支援制度につきましては、良好なまちと水辺が融合した空間形成の円滑な推進を図る支援制度として承知しているところでございます。

本市ではこれまで、国土交通省が進める「水辺の楽校プロジェクト」により大川橋周辺、吉野川右岸、五條新町側ですが、での親水広場整備を進めてまいりました。

今後は、吉野川における築堤事業の進捗に合わせながら、地元住民の意向や財政状況を勘案しつつ、より魅力ある水辺空間の創出のため、かわまちづくり支援制度登録に向けて庁内で検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（平岡清司） 一番伊谷賢司議員。

○一番（伊谷賢司） はい、ありがとうございます。

是非登録に向けて動き出していたきたいなど、そんな中でまたこのいろんな検討会という形も必要だと思えます。庁内だけでという形で

はなく、またいろんな団体にもお聞かせいただいた上で様々な形を彩っていただきたい、そういう思いでございます。

私の今回の質問に関しては、根底はまちをデザインする重要性に尽きると思い質問させていただきました。そこにつくれば良いではなく、どのような効果が予想できるのかを正確に検証しながら、大所高所から勘案していただくそのツールの一つとして質問いたしました。財政状況が本当に厳しいからこそ無駄なくスムーズに事業を展開していただくことをお願いしたいと思います。

そこで市長にお尋ねします。まちをデザインすることについて所見をお持ちでしたら御答弁願います。

○議長（平岡清司） 太田市長。

○市長（太田好紀） 一番伊谷議員の質問にお答え申し上げたいと思います。

先ほどから技監も答弁をしましたが、本当に吉野川という清流の中で大変重要な位置付けと思っております。

伊谷議員の前の質問でも観光交流センターの位置付けと河川との連携をしたいというようなお話もありましたけれども、大変な位置付け、今野原側と五條側の河川をやっておりますけれども、過去の経緯はもう伊谷議員はよく御存じだと思いますけれども、水辺の楽校から始まりいろいろと河川整備をされているような有効活用をされているわけですけれども、今一つの方法としてはいろんな考え方があろうかと思っております。現在の有効な形をどうすればいいのか、また支援についてのかままちづくりの支援制度という位置付けも大変これから検討してまいりますけれども、今の現状をいかによく理解をしながら、その有効活用をどうしていくのかということは大変大事であろうかなと、そういう面においては一つひとつの河川の状況の把握をしながら、地域と一体となった形を広げていくことは大変大事であろうかなというふうに思います。

今後いろんな形の中で、地域住民との共生、河川との連携を、国とも連携をしながらより効率的な、またいろいろとこれからまだまだ二見側までこれから河川延長がどんどん整備をされる。その中で五條市としても国の方に御提言をしながらより河川の環境を良くするために進めてまいりたい、そういうふうに考えております。

以上です。（「一番」の声あり）

○議長（平岡清司） 一番伊谷議員。

○一番（伊谷賢司） はい、市長ありがとうございます。

市長が御答弁いただいたように、やはり国の方にも、県にしろ国にしろ市の方からどんどんと、これはこうだと、これはどうですかという

形で、是非そういう形で打っていけるような行政システムの構築、今やっていただいておりますが、更に磨きを掛けてどんどんどん取り込んでいただいき、そしてその中には財源というものもあります。そこもしっかりと勘案しながら、地域に馴染んだそして五條市がより良い関係人口の増加につながるような施策を打っていただきたい、そういう思いでございますので是非ともよろしくお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

三番の入札制度についてですが、本市において入札の透明性並びに競争性を高める取組についてお伺いさせていただきます。

入札については一片の曇りもない制度を維持しなければならないことは皆様も御存じのとおりですが、本市においては管財課、そして監理課がその職務に精励いただいていると思いますが、監理課は主に建設契約、また管財課はその他の契約になると思うのですが、現体制下でより精度を上げなければと考える次第でございます。その入札の精度を上げることですが、そこで各部が物品購入契約等に至る際のチェック機能の強化として、本来ならば調達契約係である専任者というのがおられると思うのですが、この五條市においてはなかなかそこまで明確にはないのですが、その専任者を設置するというのはどうだろうかと思っております。

前回の私の一般質問でRPAということで、導入の検討を提案させていただいたのですが、このRPA、ロボティクスですね、ロボットの関係ですが、それとAIとを絡めたやつですが、運用費用も今後の課題にさせていただいているという報告をいただいているのですが、今日、明日の話ではございません、予算も掛かることでございますし、いろんな検証事項もあると思っております。ですが、いずれはAIによる会計という形での方法はいずれ訪れると思えます。しかしまずはその分野で活躍した方を特任して、業務の効率化並びにチェック機能の強化体制というのを築くのはどうかという質問でございますので、御答弁願います。

○議長（平岡清司）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）一番伊谷議員の御質問にお答え申し上げます。

入札事務を始め事務処理の効率化と文書チェックに効果が見込めるRPAの導入につきましては、新庁舎への移転を目的に検討を行っておりますが、ただいま御指摘いただきましたように、入札事務に精通した例えば官公署のOBなど、まずはその分野で活躍された方を特任させていただきます。事務処理のチェック機能の強化等を図ることも有効な手段というふうに判断をいたしております。

本件につきましては、引き続き適正な入札事務を含めて全庁的に議論、検証を深めてまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（平岡清司） 一番伊谷賢司議員。

○一番（伊谷賢司） はい。是非、まずチェック体制というか、その選任した人をきちっと設けることによって、職員全体の皆さんは本当に業務が少しでも軽減されるのではないかと、そしてそこでしっかりとチェックされることによって課長、部長ももっともスムーズにその内容に対して、物品や何々の購入に対してのお金の支出に関して透明性が図られていく、それも訓練だと思ったりいいと思います。そういう形になってやっていくことによって五條市も非常にスリム化になっていくのではないかと、また働き方改革につながっていくのではないかなど、そういう思いで質問させていただきました。

そんな中で、是非特任という形で私も県の方がいいのか国の方がいいのかとか、それは全然分らないのですが、是非市長を先頭にその案件に関して検討いただきたいなという思いでございますが、ちょっと再質問ですが、市民の税金を大切に使用させていただくという気持ちを常に忘れないでいただきたいという中で、本市においても例えば退職された方の中でも各種の専門職に長けた方、この方もおられると思うんですね。一例という形では挙げられませんが、専門職に長けた方ということで、この方たちの今再任用制度もどんどん市は取り組んでいただいていると思うのですが、少子化によって若い人たちがなかなか入ってきてくれないよ、辞めていく人も多いし、入ってくる人は少ないし、どうしようということで、やっぱりこの市町村もそれは悩みどころだと思っておりますが、そんな中でやはり再任用をされても、一般職の方とせつかく専門的なことをやっているのに、何かその方に特別な役職と言ったら語弊があるかも分かりませんが、役職も勘案いただいた行政の円滑な運営基盤の整備というのにも必要と思われませんが、全庁的なことでございますので、この検討について御答弁いただけたらと思っております。

○議長（平岡清司） 和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明） 一番伊谷議員の御質問にお答え申し上げます。

ただいま議員が御指摘をいただいております再任用の制度でございますけれども、本市は制度としてはございますが、現在その運用には至ってございません。ただ職員数が少なくなるという現状もございまして、退職された方々の知識、これまでの経験というのを行政に更に活かしていくというのは非常に重要なことであろうかというふうに考えてございます。

この再任用制度の運用につきましても、今後考えてまいりたいと思っておりますが、退職された方々のお力を借りるということについては前向き

に検討してまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（平岡清司） 一番伊谷賢司議員。

○一番（伊谷賢司） はい。市長公室長からの前向きな検討ということでしたのですが、やはりこの取組ということは、私どものこの五條市にとって非常に大切なことだと思うのです。やはりなかなかそんな一朝一夕にして専門家は育ちません。そんな中で研さんされて二十年、三十年とされてきた方々が是非再度第二のパワーを五條市に与えていただくことによって、より業務の効率化が進むのではないかと、またその課にとっても非常にいいアドバイザーがいるんじゃないかな、そういう思いであります。市長公室長のお話もいただきましたが、これに對して市長、取組等ございましたら教えていただきたいと思ひます。

○議長（平岡清司） 太田市長。

○市長（太田好紀） 一番伊谷議員の質問にお答え申し上げたいと思ひます。

先ほど市長公室長からもるる説明がありました。市民の税金を使ってやっているということの認識が大変私たちも重要であると、そのために入札というのは透明性であるし公平性も保たなければならぬ。過去を振り返りますと、地元業者の育成ということに軸を置いてきた。議員の皆さんも私たちも地元の業者の育成ということを考えたわけでありますけれども、業者数がなかなか少なくなってきたということもあります。今後それによってある程度の入札の考え方も変えていかなくてはならないのかなというふうに思っております。

それと先ほど伊谷議員からお話があったように、専門職ということで、ある程度そういう専門職を置きながら全て精通した人間がそれを把握しながら入札制度、またその内容に対してちゃんと精査できるような体制もこれからきちっとやっていかなくてはならない。今、私が指示を出し大変なことになっているのも皆さんも御存じだと思いますけれども、今後こんなことのないような形のまち、また庁内でもまた外からも一切関与ができないような体制を構築しなくてはならない。そのためにはいかなる形を効率的に、また理解のあるように、また市民の皆さんの利益を有効に活用するためにもその辺の対応というのは求められている、今現在一部庁内でその辺の対応をするべく今検討に實際入っております。そのためには今言ったような専門職の人からも踏まえて今後皆さんからも理解のできる、納得ができるような透明性のある、そういう形を作り上げていかなくてはならない、そういうふうに考えております。それには今言ったような形の中の今の入札制度、また今言うたように監理課、管財課の、この中も統一化しなくてはならないのかなと、一本化して全てを専門職、またそういう組織の中できちっと明確にで

きるような体制も大変大事であろうかなと、そこらを今早々に検討研究して、すぐその対応に向けて進めてまいりたいというふうにご考えております。是非ともまた皆さん方の御協力もお願いしたい、というのは、地元行政の育成ということを議員さんは絶えず言ってきたわけでありますが、それが災いになったところも現在あるということも当然承知しておりますので、そこらを踏まえて今後考えていかなければならない、そういうふうにご考えております。（「一番」の声あり）

○議長（平岡清司） 一番伊谷賢司議員。

○一番（伊谷賢司） はい。市長の方から今早急に検討に入ったということご答弁をいただきました。

冒頭に述べましたように一片の曇りもないということは、やはりそれは自慢するべきことです。それに向けて今取り組まなければだめだということご答弁も検討に入っている答弁をいただきましたので、しっかりとした形を作り上げていただきたい、そういう思いでございます。

その中で、関連ではございますが、本市には本当に有り難いことに国からの出向で来ていただいている方、そして県からも来ていただいている。こうやって人材ということは非常に市にとってプラスでございます。そのプラスの享受を一番感じているのは市長かと思いますが、市長、今後の国・県の方に対して更に来年も同じような取組ができるのか、ちよつともしよろしければ教えていただきたいと思ひます。

○議長（平岡清司） 太田市長。

○市長（太田好紀） 一番伊谷議員の質問にお答え申し上げたいと思ひます。

現在のところ国から二人、そして県から一人ということで、また市の方から国へ、また県へということご派遣をしております。これはなぜこういうことをしているかという点、もう皆さんも御存じのように国や県の人の考え方、またつながり、またいろんなことをうちの職員に指導していただくという、よりレベルアップをしていただきたいというそういう観点もございまして、また派遣をしている者においてはいろいろ国や県の考え方、またやり方、またつながりを持って研修をして帰っていただいて、またその方々がうちの職員なりに指導していくことで、これが一つの職員の中の風を、流れを変えていくという取組です。これから当然職員数をどんどん減らしていくかなくてはならない、そういう環境の中でより職員のレベルアップをしながら、そして効率的により進めていかななくてはならないということになっておりますので、是非とも今後は特に県・国と連携をしながら、また五條市からも国・県の方に派遣をして進めていくことがより今後、次の世代にバトンタッチするための一つの流れを作るためにも大変必要であろうかなと思ひます。是非ともその流れを今後も継続して進めてまいりたいということで、

県・国にも現在そのお願いをしているところでもあります。

以上です。（「一番」の声あり）

○議長（平岡清司） 一番伊谷賢司議員。

○一番（伊谷賢司） はい。市長その取組、大変重要だと思います。やはり人的な交流ですね。我が五條市もなかなか技術職の方も少なくございません。またそういう関連でも是非しっかり国・県とかで研修をさせていただいて、そしてその豊富な知識を持ってまた本市に帰ってきてきて本市の市民サービスに貢献していただいたらということもございます。そんな面で絶えず交流を図りながらも、また国・県との連携を密にしながら、そして職員さんの流れを止めることなく進めていただきたい、そういう思いでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の質問に移させていただきます。

スポーツ文化の振興についてお尋ねいたします。

競技スポーツは人類の創造的な文化活動と文部科学省も提言しているところではありますが、心身の両面に影響を与える文化としてのスポーツは健康の保持増進、体力の向上、青少年にとってはスポーツが人間形成に大きな影響を与えます。また一方ではスポーツとして、その道を極めていくことによる自らの可能性への挑戦、爽快感や達成感、感動を与えられる素晴らしい環境を作り出してくれます。スポーツ文化を振興することは活力ある健全な社会形成にも貢献します。

そこでスポーツ文化振興を是非政策として取り組んでいただきたいと思ひ質問いたします。

まずは全国大会開催基準を備えたスポーツ施設の設置ということで、国体とインターハイ等あるのですが、十年後に国体が奈良県で開催される予定だということで聞いておりますが、インターハイ等全国大会を開催できる基準を備えたスポーツ施設の設置について伺います。

一例ですが、場外としてはサッカー場なら近隣の場所を含めて七面、テニスコートなら二十面、インドアとして卓球なら十二面、柔道なら三面プラス練習場、バトミントンなら八面等々、本市においても誘致活動の余地は十二分にあると思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（平岡清司） 太田市長。

○市長（太田好紀） 一番伊谷議員の質問にお答え申し上げたいと思ひます。

正に十三年後に国体が回ってくると今聞いております。その中で正に五條市もスポーツ振興ということで、冒頭に伊谷議員からも五條東中学校の女子柔道部が優勝した。また五條高校がサッカーで全国大会に出場するというところで、本当に五條市でもスポーツが大変盛んな状況に

なっています。そんな形の中で過去の国体のときも五條市でも二種目があったということですけれども、今後国体の誘致活動というのは当然活発になってくると思うのですけれども、新聞にも少しその国体の場所とかの位置付けということで載っておりますけれども、種目もいろいろとたくさんあります。そんな形の中で、どれがうちに対してベストであろうか、そして五條市のどの環境に応じた形の中で現在うちが使用している施設とプラスアルファそれをどのようにすることによって効率的に、また財政を軽減しながらその誘致活動に持つていけるかというところも検討の視野に入れて今後県の方に要望活動をしてまいりたい、そのためにはうちの施設の環境の位置付けを明確にしながら、今後この先どのような、一つは上野公園の中にある部分もございまして、それを踏まえてどれを種目として明確に要望活動していくかということもきちっと決めて今後進めてまいりたい、それが一つの十三年後の国体に結び付けていけるんじゃないかなと、これからその準備に取り掛かってまいりたい、そういうふうに考えております。（「一番」の声あり）

○議長（平岡清司） 一番伊谷賢司議員。

○一番（伊谷賢司） はい、ありがとうございます。

市長の答弁をいただきましたので、このスポーツ文化の振興というのはやはり政策だと思います。ほかの市町村に関しては、私は分からないのですが、やはり政策でもってしっかりと市でのスポーツを高めていく。教育の面での運動・体育に関しては教育委員会であると思いますが、やはりスポーツ文化という形での振興については市長部局の方でしっかりと取り組んでいただいて企画をして、そして各部署に連携を取りながら進めていただく、これが一番いいと思うのですが、これは人的な要員が必要となりますので、あえて今回は質問しませんが、スポーツ文化の振興課の設置というところでお願いしようかなと思っております。ただやはりいろいろな人的なこともございますので、今回これはちよつと控えさせていただいて、そういう取組をするんだという形を是非いただきたいなという思いで質問させていただきました。

それでは、もう一つ市長にお尋ねしますが、政策を是非駆使して取り組むべきと思うことがありまして、先ほど市長が述べられたように上野公園のスポーツ施設ですね、これ本当に素晴らしい公園だということで、私たちは日常を見ているので余り何ともぴんとこない、そういうところもございしますが、やはり他所から来た人とかいろんな方で日夜仕事が始まる前や仕事が終わった後に健康増進のために歩かれていますとかたくさんおられるのですが、私もちよつと今集まっているからおいでよということ、たまに行つて茶飲み話に参加させられるんですが、やはり健康増進に対応したトリムコース、そして多目的グラウンド、野球場と、やっぱり日ごろのメンテナンスもすぐくしっかりしているということ、好評いただいております。そしてそこには市内だけじゃなくて市外からも利用者方もたくさん来られているのですが、しかしあと

一つちよつと足りないなという思いがあります。それは何かと言いますと、やはり土日になると中学生、高校生の子たちが走って上野公園まで来るのですね、二見の方から、やはりそういう形を見てみると、もう少し近くに公共交通の方法がないかなという思いが絶えずあるのですが、いろんなことで市長部局の方も公共交通のデマンドやコミュニティという形でやっていたりしておりますが、ここは市長に是非私は今後……、やはり車で来る方も多数おられます。あれぐらいの規模になるとやっぱり三百台は必要です。三百台の駐車場、私はどこの施設に対しても三百台と言っているのですけれどもね、それは大体のイベントをするときの台数らしいです。三百台を基本としましょうということですが、三百台と言っているのですが、駐車場の整備はもとよりJR大和二見駅からの上野公園行きバスの運行等の整備、これは土日だけでもいいんです、子供たちがスムーズに行ってそして汗を流してスポーツをやって帰って行けるようなそういう運行形態とか、臨時でもいいので市長、是非国土交通省の当局に本当にお願いでして、上野公園駅に臨時の停車駅でも作っていただけませんか、本当に停まるだけでいいんです、土日、そのときの利用数を見てそれからまたJRは判断していただけたらいいかなと思います。そうやってちよつとでも駅に近いところにあの公園があるということになったらそれも公園の発展につながっていくのです。車も大事、人も大事、バスも大事、でも鉄道も大事だと、新たな鉄道を持つてくれなんてなかなか難しいです。今の鉄道の中でそういう形で国土交通省の鉄道局としっかりと国土交通省の技監を連れて、そして国も国会議員もみんな総動員でお願いしながら何とかつくっていただけないかな、そういう思いでございます。今後取り組むことは山ほどあるんですけども、まず私のそういった点に対して検討はいかがかなと思います。質問いたします。

○議長（平岡清司） 太田市長。

○市長（太田好紀） 一番伊谷議員の質問にお答え申し上げたいと思います。

スポーツ振興、大変重要な位置付けであります。先ほどの上野公園の話もありました。五條市内、以外からもたくさん来ておられます。朝この園周をずっと回ってハイキングをしたりとか、健康増進のために頑張っている市民の皆さん、またそれ以外からもたくさん来られている。そういう面では大変奈良県の中の都市公園の中で、県以外においては大変大きな施設と言われています。そのために防災強化棟もつくり、シダーアリーナもできました。そんな形の中のスポーツ振興というのはどんどんどんどん進んでいくという状況の中で、過去にも議員の方からJR大和二見駅からもう一つあそこに駅をつくってはどうかということ、JR西日本の方にもお話に行った経過がありますが、そんなたやすいものではないということとは当然御承知のとおりでありますけれども、ただここ最近、いろんな要望がきています。大きな大会とかいろいろあるたびにどうかバスの運行をしてくれないか、また市が所有しているマイクロバスを運行していただけないかとか、いろんな要望も

きているのも事実であります。今後、これを踏まえて公共交通の会議でこれは議論になっていくと思うのですけれども、今県にJR大和二見駅の出口のところ、あそこは県道になりますので、あそこを県に要望しています。拡幅をしていただきたいと、あそこに入るにしても大変狭い部分国道二四号からあります。それもお願いしておりますので、そこを踏まえて今後そういう公共交通プラスアルファ土日と言わず、そういうようなことを、アクセスがうまく運行できるような公共体系を作ることでも大変重要であろうと思っておりますので、是非とも今後はその議論の中に一つそれを加えて進めてまいりたい、また応急的な形の中においては臨時的なというのも当然あるかなと思っておりますけれども、現在のところそこら研究、調査をして、今後利便性の良い上野公園にしていまいりたいと思っております。

以上です。（「一番」の声あり）

○議長（平岡清司） 一番伊谷賢司議員。

○一番（伊谷賢司） はい、ありがとうございます。

議論を是非深めていただいて公共交通、本当に難しいと思います。経費も掛かることだと思えますし、しかしそれに対しての関係人口の増加、交流人口の増加、これはやはり五條市の活性化に一番必要なことだとそういう思いでございますのでね、是非いろんなお話を聞いていただいた上で、利便性が高まる公共交通の取組という形でお示しいただきたいな思っております。

JRにつきましても、非常にハードルが高いです。ここをつくったらあそこを閉めるとかいろいろ言うところでもございますので、そういうことも、しかし言い続けなければ明石海峡大橋じゃないですけれども、五十年言い続けて橋ができるのと同じで、言い続けなければなかなか前には進まないということもありますので、市長、その辺の方を是非御英断いただいて、各当局に御指示を賜りたいなと、そういう思いでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

さて、関連ではございますが、この上野公園のスポーツ施設もアクセスやいろんな利便性が高まると指定管理とか、そういう形に動くんだと思うんですが、その指定管理にいたしましてもベースとなるのはそこで採算が取れるんだというような形にしていかないとなかなか受けていただけないということも併せてお願い申し上げます、是非スポーツ文化の振興、発展について市長部局の下、市長を始め各部局の皆さんが一丸となって取り組んでいただきたい、そういう思いでございますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは続きまして、最後の質問になります、当選以来ずっと本市の発展ということで質問をさせていただいておるのですが、私、北の玄関口であります5万人の森公園であったり、五條文化博物館、また現在は取り壊し中ですがみどり園跡地のこの三位一体の拠点づくりが必

要じゃないかということで、最後に質問させていただきます。

本市に足を運んでもらえる企画が必要ではないかということで常々一般質問でもさせていただいておりますが、担当部局がばらばらでは、点の施設で終わるのではないかと絶えずいつも危惧しておる次第でございます。そこにある拠点を面にして施設間の相互利用を促進してこそ魅力も増してくるのではないかと、そしてまたいろんな面での経費がぐっと圧縮できるのではないかなと思っております。やはり三つの部署が各々でやっていたら費用はどんどんどんどんその単独の予算でいきます。そこで絞ろうという形ではなかなかできない、そうすると三つの部署を一緒にしたら総合的に考えたら非常に予算もぐっと圧縮できる、要るところに必要な部分だけ投入する、ここはまだ現状のまま置くよという判断ができるのですが、みんなならばらの部署で対応していると、どうしても予算はそのままの平行線です。これだつたら財政の立て直しを頑張っていこう、もっと節約しながらそして市民サービスを向上しようというところに反してくるのではないかと、そういう危惧があるということで申し述べさせていただきますが、その中で一つ例としてお聞きいただきたいのですが、五條文化博物館、これを例にしますが、博物館法に則って展示する特別展やいろいろあると思うのですが、あの建物全体をもちろん使ってもいいのですが、あの建物の一部の利用でもいいということとされているということをお聞きしているのですが、そんな中で五條文化博物館というのは研究発表とかの場合ではなく、本当に何と云うのですかね、資料の、こういう言葉は悪いのかな、資料の所蔵庫というのかな、所蔵庫でもないわけです。やはりあの博物館は、見れるや、そして触れる、学ぶ、楽しむ、そしてくつろげる、こういうのが配慮された空間であってほしいなという思いでございます。学芸員の皆さんが本当に日夜御努力されて埋蔵文化の発掘とか、また五條市の資料とかの編さんとか、いろいろとやっていたいておりますが、その仕事の重要さというのも十分分かっておりますが、そこで併せて入館者を何とか動員しようという、そこは無理じゃないかなと、やはり研究者は研究なんです、どうしても、そこをコーディネートするためにおそらく前回指定管理という形でやられようという思いだったと思うのですが、あの博物館の一つだけを指定管理という形にしてしまうと、私はあの辺の面での取組というのがちょっと難しいのではないかなと思います。指定管理の方が一旦直営ということになって行政が博物館を管理するというのを聞いたものですから、来年一年掛けても一度その三つの施設を総合的にやってみよう、あそこを北の玄関口として、また北の道の駅でもいいじゃないですか、そういう形であそこを交流人口や関係人口の増加につなげていこうよと、そういう思いにこれは市長の英断しかないかなと思っております。眺望を活かした博物館の上の円形広場、本当にきれいです。あそこ前の木をずっと切ったらものすごく眺望が一面です。ここでカフェ設置したっていいじゃないですか、またミニコンサートや多彩なイベントもどんどんできるじゃないですか、そういう形で周辺環境

も今みどり園がああやって壊されて、そしてエコ・リレーセンターごじょうという建物になって、そして本当にきれいなまちに戻るんです。そのきれいなまちの中の我がまちの北の玄関口をどのようにして発展させていくかということがやはり大きな課題だと思います。みどり園跡地に私も前からお願いしております地形を利用した里山や、そして上にも山がありますが展望デッキ、いいと思いますよ。大峰山がずっと見れます。そして今のみどり園の地形を利用して芝すべりを設置、一五メートル、二〇メートルくらいできるのかな、今のやつをそのまま利用したらいいだけであってお金一切掛からないです。そしてドッグラン、オートキャンプ場という形で構造物なんてほとんど要らない、ほとんど費用を掛けずにできることだと推し進めたいなと思って言っているんですが、担当部署もいろいろと知恵を出していただいているので楽しみにしておりますが、また博物館を是非五條市の歴史や埋蔵文化財の展示、これは前提ですけれどもね、それは当たり前のことですが、私の会派の先輩であります窪議員も言っていますように、五條市出身の著名人のミュージアムというような形も是非推し進めていただきたいなとか、またそういう形で公的になかなかできないなとかがあるので多分指定管理とかという話もあると思うのですが、それは次のアクションとしておいて、この三施設を是非統括して所管する部署というのが必要になってくるのではないかと、新しい部署を作ってくださいというわけではないのですが、これに対してちよつと市長、是非御答弁いただけたらと思っております。

○議長（平岡清司） 太田市長。

○市長（太田好紀） 一番伊谷議員の質問にお答え申し上げたいと思います。

まさに北の玄関口、5万人の森公園、そして五條文化博物館、そしてみどり園の跡地ということで三位一体ということでは当然考えていかなくてはならないというふうにも私も思っております。しかしながら博物館とまた5万人の森公園というのは全く違った内容であります。違った内容であろうともこれをプロデュースできるような、そういう一つの流れは当然必要であろうかなと、大変来場者が少なくなっているのも現状でありますので、やはり5万人の森公園に多くの人が来てもらってその何人かでも博物館の方に来てもらえる、博物館に来てもらった方が5万人の森公園で遊んでもらうという、またみどり園の跡地のところも今地元と連携をしながら進めているところがございますが、これができれば本当に交流人口というのか、多くの人が訪れて来てもらえるような環境ができるのではないかなというふうにも思っています。

そしてもう一つは、ここから五條市内の眺望は本当に…、五條一帯が見れてこんな素晴らしいところはないということ、これも景観づくりとして県との連携をするというような形の中で昨年度から進めておりますけれども、どうか一つの流れを作るべく三位一体という形では連携をしながら進めていかなければならない、今後部署は別としてもいろいろとこれを協議する中においての連携というのは当然大事であろう

かなと、それを連携しない限り人の交流人口は増えてはいかないし、また人を増やすためにはこの三つが整合性を持ってやっていかなければ多くの人が訪れてこないというふうに思います。是非ともここらは民間活力も当然必要かなと思いますけれども、そこらの連携をしながら、特に五條文化博物館は五條市にある歴史という文化を大事に検証するための博物館でもありますし、そこらをもっと五條市のPRができるような体制を構築しながら今後進めてまいりたいと考えております。

以上です。（「一番」の声あり）

○議長（平岡清司） 一番伊谷賢司議員。

○一番（伊谷賢司） 市長、ありがとうございます。

そのように、なかなか三つを統合しながら運営していくことは本当に市長の、まあ言うたら政策的な動きでないとなかなか難しいかなと、縦割り行政の中でやっていく、そんな中でやはり北のエリアの拠点という形で捉えていただき推し進めていただくことが何よりも有り難いかなと思っております、その中でちょっと前後するのですが、今企画政策課の方で作成中の五條市ビジョン案との整合性についてちょっと北の玄関口の位置付けについて、もしあればお伺いしたいと思います。

○議長（平岡清司） 細川政策企画監。

○政策企画監（細川敬太） 一番伊谷議員の御質問にお答え申し上げます。

5万人の森公園、五條文化博物館及びみどり園跡地の活用については現在策定中の五條市ビジョン案にも位置付けられており、本市として積極的に推進しているところでございます。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（平岡清司） 一番伊谷賢司議員。

○一番（伊谷賢司） はい。五條市ビジョン案に載っていない限りはなかなかきちつとして進まないということなので、植栽エリア等もございす。植栽という形でなく、植栽もちろん必要ですが、それ以外に交流人口がどんどん入ってくるような、そういう企画を是非作り上げていただきたい、そういう思いでございます。

最後になりますが、五條市のたくさんいろんな地域資源がございます。その組合せによる交流人口の拡大についてはどんどん進めていただきたいなと思っております。五條市は決して魅力がないまちではなく、何と云うんですかね、魅力を開花させる企画があと一歩

という状態と感ずるのですね。是非企画部の部署を強化していただいて、そして本市における発展には是非とも寄与していただきたい、そういう思いでございます。

市長からも先ほど答弁いただきましたので、もう市長への質問はこれで終わりになりましたが、今後財政がますます厳しくなってきました。是非市長にお願いしたいのは各部署が様々な企画を出せる環境づくりを推進していただきたい、職員の声を聞いて共に未来ある五條市へと導いていただけるよう心からお願いたしました。一番伊谷賢司一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（平岡清司）以上で一番伊谷賢司議員の質問を終わります。

昼食のため午後一時三十分まで休憩いたします。

午前零時七分休憩に入る

午後一時二十八分再開

○議長（平岡清司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。
一般質問を続けます。

次に、九番山口耕司議員の質問を許します。九番山口耕司議員。

〔九番 山口耕司質問席へ〕

○九番（山口耕司）失礼いたします。

議長より発言の許可をいただきましたので、九番公明党山口耕司の一般質問を通告のとおりさせていただきます。限られた時間でございますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

まず一、骨髄ドナーバンクについてでございます。

(一) 骨髄バンクドナー登録推進について。白血病や悪性リンパ腫、骨髄腫など、いわゆる血液のがんについて取り上げたいと思います。

血液のがんは、以前はなかなか治りにくいと言われており、その複雑さやイメージからもう助からないのではないかと思ってしまうかもしれません。

しかし、現在は医療の技術も進歩したので、血液のがんになったとしても助かる割合が多くなってきているようであります。治療法は抗がん剤を使った化学療法、放射線療法、造血幹細胞移植療法が主なものです。病気の種類や患者の症状、年齢、体格、社会的要因などにより、まさに十人十色の治療法が選択されます。その中で、造血幹細胞移植について質問をいたします。

血液のがんを患った人の中には、先ほど申し上げました選択肢の中で移植しないという方もたくさんおられます。文字どおり移植でありますから、健康な造血幹細胞を提供してくださる方、いわゆるドナーがいて初めて成り立つ治療であり、その取りまとめや患者とのコーディネートをしているのが日本骨髓バンク並びに臍帯血バンクであります。

骨髓バンクはドナー登録希望者から二ccの血液検体採取し、必要な情報のみ登録するところで、臍帯血バンクは提供希望者の出産時へその緒から採取した臍帯血をそのまま冷凍保存するところであります。

さて、骨髓バンクでは、ドナーの登録者の確保が大きな課題となっております。登録できる年齢が決まっており、十八歳から五十四歳まで、五十五歳になり次第登録から外れていきます。実際の骨髓採取は二十歳以降になります。

今年九月末現在のドナー登録者数は全国で約五十二万人、骨髓移植を行っている他国と比較すると、ドナー登録自体が少ない現状でございます。

平成二十四年に移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の施行に伴い、県や保健所設置自治体等により、様々な対策が取られてきていると思えます。ドナー登録の実態に対する認識はどうかお聞かせください。

また、奈良県内・五條市内の血液のがんの患者数、造血幹細胞移植者数、ドナー登録者数などをお聞かせください。よろしく願います。

○議長（平岡清司）中本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（中本賢二）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

公益財団法人日本骨髓バンクによりますと、令和元年十月現在のドナー登録者数は、全国で五十二万六千二百二十二人、奈良県内で四千二百七十八人が登録されています。また五條市内の登録者数は、平成三十一年三月末現在七十八人の方が登録されています。

血液のがん患者数につきましては把握しておりませんが、奈良県における移植希望者数として、令和元年十月末現在十一名の方が登録されております。

また、ドナー登録の実態に対する認識ということでございますけれども、登録者数の数から見ても我々職員はもとより市民の方々の認識は薄いのではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）そういった意識が薄いということのも当然のことであって、それを高めるために今回質問をさせていただいております。

続きまして、県内の移植希望者が十一人、五條市内では七十八人が登録しておるといふ今の答弁でございます。この七十八人、登録されておっていざ骨髄移植となると大変な；、日数、または本人に負担がかかるわけでございます。ちょっとその辺のお話をさせていただきます。

（二）の骨髄バンクドナー登録推進のための支援事業助成金についてでございます。

次に、ドナー登録者を増やす対策についてであります。がん全体に言えることではありませんが、罹患率が年齢的に五十代で増加に転じ、六十代から急増するそうであります。先ほど申し上げましたが、骨髄移植のドナー登録は五十四歳までですので、少子高齢化により需要と供給のバランスは厳しさの一途をたどり、移植を必要とする患者は増え、ドナー登録者は減ることになります。まずは啓発、普及が重要となっております。

簡単に登録から提供までの手順を御紹介させていただきます。

講演会や啓発事業に参加したり、知人から勧められたりして登録してみようと思つた方は決められた場所で十分な説明を受けて、二ccの血液を採取し登録となります。

造血幹細胞移植の一つである骨髄移植は白血球の八つの型の一致が必要で、兄弟で四分の一の確率、親子ではほとんど認められず、他人の場合では数百人から数万人に一人という確率で一致するということです。

登録者の適合率は九〇パーセントまで高められておりますが、ドナー登録をしても実際に提供に至るケースは約六〇パーセント程度と言われております。

登録し、適合する患者が現れた場合、最寄りの指定病院で骨髄を採取することとなります。適合したからといって必ず実施ではなく、本人

のそのときの意向、また健康状態、最終的には弁護士立会いのもと家族の同意まで必要とする慎重な判断がなされます。実際の骨髄採取には説明や健康診断で二、三日の通院、採取に向けた体の準備、採取で四、五日の入院が必要となります。想像よりかなり大掛かりなことにように感じますが、ドナーさんの体験談からすると全身麻酔で痛みもなく、大げさな献血という感覚のようであります。ちなみにドナーさんは全て無料、費用は全て提供を受ける患者負担となります。

ドナー登録推進のための支援についてであります。骨髄バンクを介して骨髄移植をする場合、患者さんと適合してから採取後の健康診断に至るまでに八回前後、平日の日中に医療機関へ出向いたり、入院していただくこととなります。その日数をドナー自身の有給休暇を使うのではなく、勤務先がその休日を特別休暇として認めるのがドナー休暇制度でございます。勤務先にドナー休暇制度があることは、ドナーの心理的、肉体的な負担の軽減になります。企業、団体によっては従業員にドナー休暇を導入しています。これまで日本骨髄バンクで確認がとれている民間のドナー休暇制度導入企業・団体は、現在三百社を超えていると認識しております。確認でございますが、地方公共団体もこの制度があると思います。また、この休暇の取得実績はどうかお聞かせください。

○議長（平岡清司）中本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（中本賢二）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

本市におきましては、職員の勤務時間、休暇等に関する規則で、職員が骨髄移植のための骨髄液を提供する場合に、検査・入院等のために勤務できないことがやむを得ないと認められるときは、必要と認められる期間特別休暇を与える制度がございます。

また、本市においてこの特別休暇の取得実績は、現在のところございません。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）このドナー提供に関して休暇を取るとは特別休暇に当たるといえるのですかね。

それもう一度御答弁いただけますか。

○議長（平岡清司）中本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（中本賢二）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

特別休暇に当たります。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）ありがとうございます。

しかし取得実績はないと、今までドナー提供された方はいらつしやらないということでございます。

更に踏み込んだ支援をしている自治体もあります。骨髄提供をする際の休業助成制度でございます。本人や企業に対し助成金を交付する制度で、自治体により内容は異なりますが、全国三百十五の市町村で制度があり、奈良県におきまして、橿原市では公益社団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄又は末梢血幹細胞を提供した者（以下ドナー）等に対し、経済的負担の軽減を図るため、助成金を交付しますということで、交付金額は、骨髄等の提供に係る通院又は入院の日数掛ける二万円、一回の骨髄等の提供につき、上限十四万円の交付を出しておるとのことでございます。

天理市におきましても、同じように最大十二万円の支給の枠を取っております。

全国的に日額本人に二万円や企業に一万円という内容が多いようでございます。五條市においても検討していただきたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

○議長（平岡清司）中本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（中本賢二）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

骨髄提供をする際の助成制度としまして、骨髄移植ドナー支援事業助成金を、県下では骨髄提供に係る通院又は入院の日数に応じて助成金を交付している市がございます。

本市におきましても、ドナーに対する骨髄移植の際の助成制度について、今後調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）よそがやっておるからやってくれというのはございませぬけれども、隣の橋本市でも行っていたらいただいております。そういつたことを五條市が取り組んでいますよということが大事なことでございまして、ドナーバンク登録の一助になるのではないかなと思いますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

先ほど五條市内でのドナーバンク登録は七十八名の方、県内移植希望されている方は十一名の登録、多くの方が登録していただかないとなかなか適合しない、そういったバンクの登録に後押しができるような仕組みを更に築き上げていただきたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次、(三)の骨髓移植後のワクチン再接種への助成についてでございます。

日本では子供を病気から守るため、予防接種法に基づきポリオなどの予防接種を受けるべきとされています。接種することで免疫を獲得し抗体ができ、病気にならないようにするためであります。

治療のために造血細胞移植を行った場合、移植前に実施された定期予防接種により獲得した免疫は低下、もしくは消失し感染症にかかりやすくなります。そのため感染症の発生予防、または症状の軽減が期待できる場合には、主治医の指示のもと、移植後に定期接種として受けたワクチンの再接種を寛解後、いわゆる病気の症状が軽減、又はほぼ消失し、臨床的にコントロールされた状態のことで、順次行っていくことが推奨されていますが、あくまで予防接種であり、病気治療ではないため、医療保険は適用されず、その費用は被接種者、保護者にも掛かってくるわけでございますけれども、全額自己負担となっております。多い方で二十万円掛かるといふ方もおられます。

また対象年齢時に白血病を発病し、闘病中で予防接種、ワクチン接種を受けられなかった、そういう方もいらつしやいます。

白血病等の治療は療養期間が長く、退院後も免疫抑制剤等の薬物療法が必要で健康保険や高額医療制度があつて助かつてはおりますが、それでも経済負担は生活に大きな支障となります。

そのような声を受け、二十歳未満の再接種が必要な方への助成を実施する市町村に県が補助するという新聞発表がございました。このことについてどのように取り組まれるかお尋ねいたします。

○議長(平岡清司) 中本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長(中本賢二) 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

骨髓移植等を行う場合、定期の予防接種で獲得した免疫が低下、もしくは消失し、感染症にかかりやすくなります。

そのため、感染症の発生防止として移植後において予防接種の再接種が推奨されていますが、現在国及び県からの助成制度もなく、その費用は被接種者の自己負担となっております。

現在、本市におきましても、予防接種法に基づき乳児期から学童期における定期予防接種は自己負担金なしで実施していますが、再接種に

係る助成制度は行っていません。

今後、骨髄移植後のワクチン再接種の必要性を鑑み、費用の助成について研究を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） いわゆる政令都市であれば直接国とのやり取りでそういった助成をできるんですけども、ただ奈良県とのクッションもございましょうし、その辺は奈良県にしっかりとその辺のことを発信していただいて取り組んでいただきたいと思っております。

高砂市ですね、高砂市でも取り組んでいただいております。そうした医療、また福祉の面に対して手厚い行政が行われておるといふところの評価も大事かと思っておりますので、しっかりとこの辺も取り組んでいただきますようお願いを申し上げます。

次に、地域を守る建設土木工事の担い手を育てる公共工事の平準化についてでございます。

近年、大規模震災、大規模水害、また大規模風害と想定を超える自然災害が頻発しています。これらの自然災害に対して、住民の安全を確保し被害を最小限に食い止めるためには、地域の建設土木事業者の協力が不可欠です。少子高齢化、人口減少社会において、地域の人材確保が年々難しくなっている中で、建設業界の活性化による担い手確保のためには、公共工事の平準化が必要でございます。

公共工事の平準化により、地元の労働者、いわゆる技術者や技能者は、年間を通して安定的に仕事ができ、計画的な休日取得なども可能になります。また事業者の機材の稼働率向上により重機等の保有も促進され、地域の建設事業者の災害への即応能力も向上いたします。更に、行政にとっても、発注職員等の事務作業が一時期に集中することを回避することができます。

そこで、地域を守る建設土木工事の担い手を育てる公共工事の平準化について質問をさせていただきます。

（一）債務負担行為の積極的な活用についてでございます。予算は単一年度で完結するのが原則ではございますが、大規模な公共工事など、単年度で終了せず、後の年度にわたり支出をしなければならぬ、いわゆる債務負担行為が設定されています。

そこで道路の舗装工事や修繕工事など短期で行える事業においても、平準化を踏まえ年間を通して必要に応じて事業を進められる体制を整えていくことは、地域住民の安全を図る上で大切なことでもあります。

そこで幹線道路や橋りょうなど、長い工期を要する工事だけでなく、生活道路の舗装工事、修繕工事などにも債務負担行為を設定し、年度をまたぐ工期で発注できるようにすることも必要と考えますが、見解をお聞かせください。

○議長（平岡清司）藤原技監。

○技監（藤原克哉）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

公共工事の平準化は、建設業の担い手確保の観点から、また発注者側の業務負担の観点からも有効なことと認識しております。

財政部局とも連携し柔軟な予算編成での対応を含め、計画性を持って債務負担行為を活用した工事の発注に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）検討していただいて前向きに取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、（二）の公共工事への「ゼロ市債」の活用について伺います。公共工事の平準化を図るために、「ゼロ市債」を活用する自治体が増えています。ゼロ市債とは、通常、新年度に発注する工事を前年度中に債務負担行為を設定し、現年度中に入札、契約を締結することにより、年度内又は新年度早々の工事着手を可能とするものです。ここで、当該工事の支払い、いわゆる前金払、中間前金払、部分払及び工事しゅん工に伴う支払いは、新年度の予算で対応することになります。

そこで、「ゼロ市債」の活用について、現状と今後の方針についてお聞かせください。

○議長（平岡清司）藤原技監。

○技監（藤原克哉）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

現状まだゼロ市債は活用されておりませんが、先ほどと同じ答弁になりますが、ゼロ市債については、公共工事の平準化は、建設業の担い手確保の観点から、また発注者側の業務負担の観点からも有効なことと認識しております。

財政部局とも連携し、柔軟な予算編成での対応を含め、計画性を持ってゼロ市債を活用した工事の発注に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）はい、どうかよろしくお願い申し上げます。

次に、(三)の公共工事の柔軟な工期の設定について伺います。公共工事の工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることで、工事の平準化を始め効率的な施工が可能となります。

具体的な事例といたしまして、工事着手時期・工事完成期限等か・特定されない工事の発注に当たって、落札日の翌日から一定期間内に受注者か・工事着手日を選択できる工事着手日選択可能期間を定め、ゆとりある工事を促すフレックス工期契約制度がございます。これは、平成二十八年六月に大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長より出されておるところでございます。

また、工事着手時期か・特定される建設工事の発注に当たりましては、落札日の翌日から工事着手指定日の前日までを事前の準備期間として定めることにより、計画的な発注を行い、円滑な施工を促す早期契約制度もあります。

そこで、フレックス工期契約制度や早期契約制度などを活用しての、公共工事の柔軟な工期の設定について、現状と今後の方針についてお聞かせください。

○議長(平岡清司) 藤原技監。

○技監(藤原克哉) 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

公共工事の入札不調の原因の一つとして、技術者不足が挙げられます。フレックス工期契約制度や早期契約制度は、入札不調の回避や工事施工の平準化につながる対策として有効であると考えております。

今後、このような方法での発注について財政部局とも連携し、検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。(「九番」の声あり)

○議長(平岡清司) 九番山口耕司議員。

○九番(山口耕司) この辺のことは県の技術管理課の指示のもとでこういったことが進められるのであらうと思えますけれども、県の指示のもと、大変やりにくいかもしれませんが、その辺県としっかりと協議していただいて、こういう新たな取組をしていただくことが大切ではないかと思えます。特に五條市においても八年前の災害がございますし、そのときに自衛隊の力もお借りいたしましたけれども、地元の企業さんの力も大変有効だったと私はみておりますし、そういったことに御尽力いただけるような建設会社の存続が大変必要になってこようかと思っておりますので、今申し上げました平準化、そしてフレックス工期というのは大変有効な手立てと考えますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

次に、(四)の公共工事の速やかな繰越手続について伺います。年度末間際の繰越手続や、年度内の工事完了に固執することなく、当該年度で完成しないことか・明らかな工事については、適正な工期を確保し安全に安心して工事を進めていただくため、速やかな繰越手続が必要でございます。

工事や業務を実施する中で、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難、その他やむを得ない事由により、工事が予定どおり進まない場合、受注者に無理をさせないように当初の計画を見直すことは、働き方改革を推進する意味からも重要でございます。

そこで、やむを得ない理由で工期が遅れそうな工事について、年度末にこだわることなく、早い段階から必要日数を見込んで、繰越手続を積極的に進めるべきと考えますが、見解をお尋ねいたします。

○議長(平岡清司) 藤原技監。

○技監(藤原克哉) 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

やむを得ない事由により工期の確保が困難な場合は、安全確保や品質確保の観点からも施工者に負担を掛けさせないように工期を確保することが大切であると考えております。そのためには速やかに繰越手続を行うなど、工期の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。(「九番」の声あり)

○議長(平岡清司) 九番山口耕司議員。

○九番(山口耕司) どうかよろしくお願い申し上げます。

官民が一体となっていていろんなことに取り組んでいかないと、五條市の発展もございませぬし、特にこういう中山間地域を抱えるところでは雇用の促進にもつながっていく大変大切な施策でございますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

次に、三の高齢者の運転免許証自主返納者への特典制度についてでございます。

去る、十一月二十六日に第三十三回地域公共交通会議が開催され、議案の一つとして高齢者運転免許証自主返納者への特典制度の導入について議題となりました。このことは、平成三十年十二月定例会、一般質問でも要求をさせていただいたものでございますが、導入される制度の概要について、まずお尋ねしたいと思います。

○議長(平岡清司) 和田市長公室長。

○市長公室長(和田剛明) 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

ただいま議員がお述べのように、運転免許証自主返納した高齢者への五條市独自の特典制度については、令和元年十一月二十六日に開催をいたしました五條市地域公共交通会議において御承認いただいております。

内容といたしましては、高齢ドライバーによる交通事故の抑制と地域公共交通を利用するきっかけを作り地域公共交通の利用促進を図ることを目的に、運転免許証を自主返納し「運転経歴証明書」の交付を受けた五條市の住民基本台帳に記載されている六十五歳以上の方を対象に、五條市のコミュニティバス、デマンド型乗合タクシー、デマンド型コミュニティバスで使える「五條市公共交通回数乗車券」一万円相当、五十五回乗車分を、申請により交付するというものでございます。

なお、申請等の窓口事務につきましては、あんしん福祉部介護福祉課を予定してございます。
以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）いわゆる五條市が運営している部分に関しての回数券一万円相当、五十五回分が申請により交付されるということでございますね。今御説明をいただきましたけれども、今後の取組について何点かお尋ねしたいと思います。

まず、この特典制度の実施時期について教えていただきたいと思っております。

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

申請の受付、回数乗車券交付の実施時期につきましては、令和二年四月から実施する予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）来年度から実施していただけるということですね。

今、答弁者が変わりましたけれども、介護福祉課が担当して交付されるということですね。はい。

この制度の対象者数はどれくらいを予定されておるか教えてください。

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けている方は、現在までに市内で約五百人おられます。また、令和二年度に新たに運転経歴証明書の交付者数は、約百人と見込んでおります。

その中で、関係課とも調整の上、事業を実施してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）申請の窓口は介護福祉課に当たるのでですね。だからそこに申請書、まだできていませんけれども、申請書を持っていけば申請されて交付されるということでしょうか。ちょっと御答弁いただけますか。

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

細かい申請手続きにつきましては、今後決めていく形になりますが、先ほど申しましたように運転経歴証明書を持ってあんしん福祉部の介護福祉課の窓口に来ていただければ、交付させていただくことを今検討しています。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）あと半年もございませんし、四月から実施していくとなれば大変急いでいただかなくてはならないかと思えます。また職員の方に大変お手を掛けますが、どうかよろしくお願い申し上げます。

そして対象者は約六百人を予定されておると聞いてございますが、……六百人くらい予定されておると言うふうに言うてくれましたけれども、この方々の特典制度の周知方法についてお尋ねしたいと思います。

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

本制度の周知につきましては、運転経歴証明書の交付を受ける警察の窓口をはじめ、市の広報誌やホームページへの掲載、老人クラブなどの関係機関へ周知をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）運転免許証を自主返納する方にとっては大変有り難い施策なんですよ。過去にさかのぼって、今回も交付されるということでございますけれども、家族の中で「早いこと、おじいちゃんもう運転免許証返しよ。もう車運転せん」といって。事故したら心配やから。」ということとはよく家族間でお話されるかと思うのです。いわゆるその後押しになるような周知の仕方をしていただかなくてはならないと思います。特に今おっしゃっていただきましたけれども、警察の窓口であったり……。まあ返した人は分かれますわな。市のホームページはなかなかこういう高齢者の方は見はりません。老人クラブ、老人クラブに行つてはる本人さんは分かれますけれども、家族の方がなかなか分かりにくいという部分がございます。多く市民の方に、運転免許証の返納制度に対しての特典がありますよということも多く周知していただきたいという思いがございますので、自治会の回覧等を使って市民全体に周知をお願いしたいと思うのですけれども、それはいかがお考えになりますか。

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）九番山口議員の御質問にお答えします。

先ほど述べたのと重複する部分があるかと思いますが、周知方法につきましては関係機関なりいろんなところへの周知を考えてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）何度も私も言いますが、家族で話、「お父ちゃん、もう返しよ。」「おじいちゃん、返しよ。」と、「あんた危ないで。アクセルとブレーキの踏み間違ひしたら大変なことになるさかいに。」という話は必ずあるはずですわ。その後押しのできる運転免許証返納制度でなくてはならないと思うのですよ。その辺やっぱり家族さんにも分かっていただけのような周知の仕方を取っていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひを申し上げます。

次の質問に移ります。

四番目の五條市西吉野きすみ館の営業再開についてでございます。

なら旅ネット、インターネットで調べました。なら旅ネット奈良県観光公式サイトというところ載ってございました。この公式サイトに

は、「現在休館になっております。」という文章は載ってございませんでした。調べるとほかでは、ロコミとかいろんなところでは休館になっておりますよというところもございましたけれども、観光公式サイトにおいては休館になっていないという、告知ができていないように私は見受けましたのでよろしくお願いしたいと思います。

このサイトでは、『西吉野温泉の歴史は古く、南北朝の時代には吉野へ向かわれる途中に天皇が立ち寄られ、旅の疲れを癒されたということが伝わっています。湯元はきすみ館からさらに一キロメートルほど南の丹生川支流の河原にこんこんと湧き出ていました。この地は昔は塩川原と呼ばれており、名のとおり温泉の泉質は塩分を多く含み柔らかく、リュウマチや神経痛、疲労回復に効果があります。幕末のころから温泉宿が軒を並べ、街道を往来する旅人の良い宿場となっていました。』『お湯につかれれば気分は爽快！心も体もリフレッシュ！五條市西吉野きすみ館は、主浴槽・泡風呂・打たせ湯などを備えた温泉入浴施設です。』という紹介をさせていただきます。

この西吉野きすみ館の過去の利用実績についてお尋ねいたします。

○議長（平岡清司）水本西吉野支所長。

○西吉野支所長（水本俊明）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

西吉野きすみ館は、オープンした平成七年度は七万三千二百七十五人の入浴者がございました。

二年目の平成八年度に七万五千三百二人の最高の入浴者数を記録したものの、平成九年度以降は毎年減少を続け、休館する前の平成二十八年の入浴者数は、一万三千七百八十八人となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）一時の温泉ブームが去って、何らかの理由で減っていったのでしょね。私も何度かこの温泉に寄せていただいて、確かにお湯はいいお湯でございましたし、しっかりと温まるいい泉質ではございます。そういったところ毎年来館者が減ってきておるのは大変寂しい話でございますけれども。

この経費は年間幾らくらい掛かったのか、教えていただけますか。

○議長（平岡清司）水本西吉野支所長。

○西吉野支所長（水本俊明）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

オープン後の数年間は利用者数も多く、収支状況は良好でしたが、その後は利用者数の減少とともに、徐々に厳しい経営状態となっており
ました。

当初は、人件費が支出の大半を占めている状況でしたが、経年とともに施設や鉱泉パイプなどの老朽化により修繕費もかさむようになって
まいりました。

年間の経費といたしましては、休館いたします平成二十七年年度辺りは年間二千五百万円余りの経費となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）年間二千五百万円余り掛かったということ、これは最近の話ですね。

そしたら休館に至った理由があるのかと思うのですけれども、ボイラーが傷んできたとか、いろんな理由があるのかと思うのですけれども、
休館に至った理由を教えてくださいいただけますか。

○議長（平岡清司）水本西吉野支所長。

○西吉野支所長（水本俊明）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほど利用者数の推移でも申し上げましたとおり、一時の温泉ブームから次第に吉野郡全域への入り込み客数が減って、入館者数が減った
ことと、さらに休館前の平成二十五年度から平成二十八年度までは厳しい状態が続き、施設の改修と経営形態の見直しが必要となり、休館さ
せていただいたというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）施設の改修と経費が掛かりすぎたから休館になった。

休館されて何年になるのですか。

○議長（平岡清司）水本西吉野支所長。

○西吉野支所長（水本俊明）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

今年度で三年目となります。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 三年目になるということで、次の質問に移るまでに、今までにこの計画に対して、今後のリニューアルに向けての取組というのはどういうふうにされたのか御説明いただけますでしょうか。

○議長（平岡清司） 水本西吉野支所長。

○西吉野支所長（水本俊明） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

過去大規模改修の設計に当たりまして、有識者の意見を聞きながら収益性のある施設、又は魅力のある施設に変わっていくべき、そういう形の中で検討してまいりました。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 三年目やから丸二年閉めたままになっております。

過去におきまして、台風の被害のときに西吉野の簡易水道が大きく被災されて水が出ないことがございました。こういった地域の方は西吉野のきすみ館を使わせていただきたいということで、そこで入浴された経緯もございますし、オープンする時間も一時間ほど延ばしていただいていたのでございます。そういったところも考えて、早くオープンをしていただかなくてはならないと私は考えております。

そのリニューアルに向けての、今ちょっと答弁してくれましたけれども、今の現状について教えていただけますか。どこまでできておるかというのを教えてください。

○議長（平岡清司） 水本西吉野支所長。

○西吉野支所長（水本俊明） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

西吉野きすみ館の改修に向けては、大規模改修設計業務が本年七月に完了いたしました。建築工事費と備品、その他の事業費を積算いたしまして再オープンに向けて検討いたしておりますのでございます。

改修に掛かる工事の期間は約八箇月を予定しておりますが、そのほか入札準備期間、周辺整備工事等の期間などを含めますと、開館まで約

二十箇月の期間を要すると見込んでおるところでございます。

当該事業は合併による地域審議会において協議の結果、御要望のあった事業であり、必ず進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）西吉野支所長、今、工事が八箇月で最大二十箇月で申されましたね。それくらい掛かるものなのですか。

工事費は一体幾らなのか。周辺整備に幾ら掛かるのか、その辺教えていただけますか。

○議長（平岡清司）水本西吉野支所長。

○西吉野支所長（水本俊明）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

増築部に係る設計を含めた西吉野きすみ館の大規模改修設計業務によりますと、建築工事費と備品、その他の事業費を合わせた全体事業費は約三億四千万円と見込んでおるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）それで二十箇月掛かってしまうということですか。

その辺もつと…、先ほどの話とはちよつと…、建設工事とは逆行するかもしれませんが、なぜ私がこういうことを言うかというところ、次の話に続くのですけれども、財源の話になってこようかと思うのですよ。国のお金をうまく利用しようと思えば単年度で事業が完結しなくてはならないと考えるのですけれども、工期の短縮というのはできないのか、できるのか、その辺まず最初に教えていただけますか。

○議長（平岡清司）水本西吉野支所長。

○西吉野支所長（水本俊明）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

工事期間自体は八箇月、これは妥当な期間であるかなとは思いますが、運営後の経営を万全とするために、そのための検討期間、また入札準備期間、周辺整備の利用も含めた計画を立てるのに二十箇月を要するものと考えておるところでございます。この期間ができるだけ短縮されるように今後研究、検討してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）いわゆる工期が八箇月ですやん、いろんな運営とか進めていく上において、あと十二箇月掛かるんですか、入札も含めて。

入札の告知期間はあると思うんですけれども、そのぐらい：十二箇月、一年も掛からないと思うんですよ。ただその辺の取組のターゲットが問題だと思うんです。その辺しっかりと協議していただいて、できるだけ国の財源を使っていたきたいと思うんですけれども、この今おっしゃっていただきました三億五千万円余りのお金でございませけれども、財源はどのようにお考えになっておるのか。御答弁いただきたいと思えます。

○議長（平岡清司）吉田理事。

○理事（吉田暁史）九番山口議員の御質問にお答えを申し上げます。

当該事業の財源につきましては、現時点の計画では国・県等の補助金が見込めないため、適債性のある部分については可能な限り交付税措置の大きい有利な市債の活用が望ましいと判断しており、財政状況を勘案し公債費の平準化を図る観点から長期の償還期間の設定が可能な合併特例債の活用を見込んでおります。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）先ほど工期の平準化とちょっと矛盾するかも分からないのですが、温泉事業は地方創生事業に掛かると思うんですよ。そうした中で、地方創生事業としていこうと思えば単年度でこの事業を完結しなくてはならないというふうには聞いてはございますけれども、その辺の財源について全く不可能なのか可能なのか、地方創生の事業を使えるのか使えないのか、その辺お聞かせ願えますか。

○議長（平岡清司）細川政策企画監。

○政策企画監（細川敬太）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

この事業につきましては、内閣府所管の地方創生拠点整備交付金事業の対象になるのではないかと昨年度から検討をいたしております。この国の補助金が国の補正予算で措置されるということもありまして、議員お述べのとおり結局工期と入札手続等を含めて単年度内に完了させなければならぬということでありました。で、国とも再三協議を重ねて単年度では無理なので繰越できないかと、基金に積めないかと、

相談したのですけれども、結局難しいといったことで、議員お述べの地方創生関連の補助金については残念ながら充当できないという結論に至った次第でございます。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）頑張っていたということもございませけれども、できることなら国のお金をいただいたら本当に有り難い話でございますので、またよろしくお願い申し上げます。

次に、先ほど運営に当たって、これも一年ほど計画する、かかると答弁いただきましたけれども、どこが運営するのか、市直営で行うのか、一体誰が運営するのか、その辺を教えてくださいいただけますか。

○議長（平岡清司）水本西吉野支所長。

○西吉野支所長（水本俊明）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

改修後の西吉野きすみ館の管理運営につきましては、従来の市直営方式から変更し、指定管理者制度の導入を予定しております。

また、改修後の西吉野きすみ館は、収益施設という位置付けをするとともに、指定管理料の支払いは原則行わない予定としております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）指定管理料は支払わない、ゼロスタートでやりなさいということですね。

運営管理について、それを公募するのか、その辺どこを予定しているのか、分ければ教えてくださいいただけますか。

○議長（平岡清司）細川政策企画監。

○政策企画監（細川敬太）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

西吉野きすみ館は、先月開所した五條市林産物加工施設との一体的な運営が求められており、さらにはその他の地域資源との連携も期待されているところでございます。

したがって、本市で現在組成を進めている地域商社や地域商社の母体となっている五條市地域・産業ブランド推進協議会の枠組みを活用して、指定管理者を定めることを想定しております。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）いわゆる指定管理者は地域商社であるということですね。五條市地域・産業ブランド推進協議会の枠組みを活用していくという事は、……地域商社でよろしいですね。どうですか。

○議長（平岡清司）細川政策企画監。

○政策企画監（細川敬太）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

指定管理者が地域商社であるというところまで断言できるものではないのですが、五條市地域・産業ブランド推進協議会の枠組みを活用しながら地域商社も一つ視野に入れて指定管理者を定めたいと考えている次第でございます。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）議員に対しても説明ございましたけれども、一般財団法人大塔ふる里センターの事業をそのまま地域商社に引き継ぐようなお話も聞かせていただいておりますので、地域商社が運営管理する施設、いったいどれぐらいの施設を運営管理しようとなされておるのか教えていただけますか。

○議長（平岡清司）細川政策企画監。

○政策企画監（細川敬太）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

地域商社は、現在の一般財団法人大塔ふる里センターをベースに組成を進めていることから、当面は一般財団法人大塔ふる里センターが管理運営する大塔地域の公の施設が管理運営の対象になります。

しかしながら先ほど答弁申し上げましたとおり、西吉野きすみ館についても五條市地域・産業ブランド推進協議会の枠組みの中で管理運営の対象となることが想定されております。

また、将来的には、西吉野きすみ館との一体的な運営が求められている五條市林産物加工施設など、連携によって効果的な活用が見込まれる施設についても、管理運営の対象としていきたいと考えております。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）この地域商社を作っていただに当たり、私どもも議会運営委員会で地域商社を視察に行っていました。栃木県宇都宮市のろまんちっく村というところに行かせていただいて、そこで儲かる施設、そしてまた地域を雇用する施設を十分に民間の力を出していただいで流行っているといったらあれですけれども繁盛しているようなところを学ばせていただいた次第でございますけれども、この地域商社というのはやはり地域密着でなくてはならないと考えますし、地域商社は地元の方を雇用促進できるのかというところもお尋ねさせていただきますと思います。

○議長（平岡清司）細川政策企画監。

○政策企画監（細川敬太）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

地域商社の目指すべき姿の一つに、地域雇用の促進がございます。特に今後増加が見込まれる高齢者や活躍が期待される女性が働くことのできる事業を推進し、「誰もが活躍できる地域社会の実現に貢献する」ことを目指しております。

西吉野さすみ館についても、こうした考え方に基づいて運営することが求められているものと考えております。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）高齢化が進んでおります西吉野、そして大塔町でのこういった雇用の場というのは大変重要になってこようかと思っておりますのでその辺も進められる地域ブランドの創設される会社、しっかりと運営を、基盤を作り上げていただきたいと思っております。

この地域商社というのはいづごろ設立されるのか教えてください。

○議長（平岡清司）細川政策企画監。

○政策企画監（細川敬太）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

地域商社は、現在の一般財団法人大塔ふる里センターをベースに組成を進めておりますが、次期指定管理期間が始まる令和三年四月一日を本格稼働開始時期と位置付けております。

また本格稼働に併せて、法人格を現在の一般財団法人から株式会社に変え、高収益体制を図ります。

法人格の変更に当たっては、指定管理手続の事務を円滑に進める観点から、あらかじめ別途株式会社形態の地域商社を設立しておく必要が

あり、これは早ければ今年度、遅くとも令和二年五月までには行います。

したがって、令和二年度は一般財団法人大塔ふる里センターと株式会社形態の地域商社とが並存していることとなりますが、令和三年四月一日に一般財団法人大塔ふる里センターが解散するとともに、地域商社が一般財団法人大塔ふる里センターの事業を引継ぐことで一本化したします。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）一本化、令和三年の四月から一本化されると、来年の五月からは併用した形で運営を進めていくということでございますけれども、先ほど御答弁いただきましたけれども、西吉野きすみ館は指定管理料なしでやっていきたいというようなお話も聞かせていただきましたけれども、地域商社で儲ける仕組みづくりというのができるのかどうか教えていただけますか。

○議長（平岡清司）細川政策企画監。

○政策企画監（細川敬太）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

現在の一般財団法人大塔ふる里センターは大塔地域の公の施設の指定管理を中心に行っておりますが、定款において事業内容が限定されていることから収益幅も一定の限界があるところでございます。

一方、株式会社形態の地域商社は、定款において幅広い事業展開が可能となるよう定める予定でございます。これによって民間役員人材の経営力が発揮され、大きな利潤を追求する事業も可能となると考えております。

また先ほど申し上げましたとおり、今後収益体制の強化を図るため、地域商社の株式会社化を予定しております。これにより利益を配当金として株主に還元することが可能となることから、地域商社への出資者が増え、地域商社が新規事業により着手しやすくなると考えております。

地域商社については、以上申し上げました制度設計とすることによって収益体質の会社となることが可能と考えております。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）再度の質問になるかと思うのですが、令和三年四月一日に本格稼働開始されるということでございます。そういった

中で先般出来上がりしましたチップ工場、木材の加工所でございますけれども、その運営も含めて西吉野きすみ館のそのチップを使った温泉事業をやっていかなくてはならないと考えておりますけれども、令和三年四月にはこの西吉野きすみ館がオープンできるのかどうか、見通しがあるのかないのか、その辺御答弁いただけますか。

○議長（平岡清司） 水本西吉野支所長。

○西吉野支所長（水本俊明） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

改修後の施設運営を確実なものとするべく、今後議会の御議決を得て指定管理者を選定いただき、その指定管理者と共に収益の上がる運営を目指し適正な時期を定めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 適正な時期、いつになるとも言い難いですよ。まだ予算付けていかないかんし、議会の議決も要するというところで、しかしながら西吉野町の方からは顔を合わすたびに要望されます。大事の施設なので早くオープンしてほしいという声をたくさん聞かせていただいております。このような経緯を踏まえまして、市長に最後にこれを含めまして、答弁いただきたいと思っております。

○議長（平岡清司） 太田市長。

○市長（太田好紀） 九番山口議員の質問にお答えを申し上げます。

先ほどからるる担当部局から説明をしていただきました。いろんな考え方が当然あるのかなと、西吉野きすみ館においては三年近く今休館になっていくということで大変心を痛めているのも事実です。いろんな中で今西吉野支所長も答弁していく部分があるのかなというのは、実は私自身もこれは当然採算性の合わない施設はこれから新規に対しては一切だめだと、絶対採算が合わなければ決裁はしないということで今日までやってきました。そんな形の中で、何回となく見直しをしながら、またいろんな知恵を拝借しながら今日までやってきました。その一つが林産物加工施設、チップ工場、これで燃料代が大変有効に使える、またそれが大塔との連携を取ることによってすぐく地域との連携が取れ大塔町の復興にもつながっていくという、そういう観点もありました。それだけではまだまだ経営的には成り立たない、先ほどもお話がありましたけれども、最初二、三年は大変有効に利益も上がったということですが、長いスパンで見るときに本当に黒字化ですと継続しなければまた赤字になって市の財源を入れるようなことがあってはならないと、全てが採算の合うような施設にしなければなら

いということ、時間が掛かったのは事実です。今林産物加工物もチップ工場のことでも一つですけれども、五新鉄道跡地ということでもトンネル改修も現在やっている、あれの五新鉄道跡地を有効に使いながら西吉野きすみ館への集客もやっていこうとか、西吉野きすみ館から山手の方に三キロ、五キロとハイキングコースを作ったり、そういういろんなことを踏まえて多くの皆さんが御来場できるように体制を作らなければ採算が合わない。新しく改修すれば当然集客は一時的に増えるか分かりません。しかし長いスパンで考えれば、そんな甘いものではない、周りには新しいところ、またいろんなところにも当然施設がどんどんできれば、集客数がなかなか見込めない状況になるのではないかなと、そういう中においてはより慎重に今やっていかなくてはならないということで、時間を要しているということで、支所長自身も答弁にちよつと言いくい部分もあつたのかなと、それはもう当然私は今後の、作るのは簡単である、作ってからの採算が合うか合わないかということは大変大事であろうかなと。

それと先ほどからも地域商社ということがありました。大塔の一般財団法人の分を株式化にしてより効率的に経営が成り立っていくような形の民間活力を入れながら有識者に役員を入れて頑張っているところですが、果たしてそれも一〇〇パーセントというそれだけのまだ可能性はないと、確実にできるような体制をやはりやっていかなくてはならないという、その中においてはより慎重にしないでいかないというところもあります。そういう面で今鋭意努力しながら、いろいろと検討したその中においては早く開業できるような体制を作っていく。先ほどもお話があつたように西吉野きすみ館においては地域審議会ということで、合併特例債をとということで過去からの経緯も決まっております。そんな形の中で、するのはたやすいことでもありますけれども、そのあとのランニングコストやいろんなことを踏まえて今後もきつとした形の中で運営ができるような体制を確実にしながら、それで次のステージに進むような形にはしていきたい。そのためにはより慎重にしなければならぬのですけれども、早く、出来る限り努力してまいりたい、そういうふうに考えております。

以上です。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）先ほど申しましたけれども、あその泉質は鉄分が多い泉質でございます。そういつたランニングコストも大変多く掛かる施設ではあるのかなと考えます。配管に關しましても早く老朽化してしまうという経緯もございますし、その辺もしっかりと取り組んでいただきたいと思いますし、地方創生の足掛かりを細川政策企画監は作っていただきたいと思います。残された任期間、しっかりとその地域創生が前向いて、また地域商社がどんどん前向いていくような足を固めていただきたいと思います、このようにお願い申し上げます。

す。

どうか市長におかれましても、この西吉野きすみ館、地元ではございますけれども、なかなか力を入れにくい部分もあるかと思うのですが、やはりその辺は西吉野町の皆さんが希望していることだと思いますので、どうかよろしく実現のほどお願い申し上げます。

以上で、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（平岡清司）以上で九番山口耕司議員の質問を終わります。

次に、十一番藤富美恵子議員の質問を許します。十一番藤富美恵子議員。

〔十一番 藤富美恵子質問席へ〕

○十一番（藤富美恵子）議長から発言の許可をいただきましたので、通告いたしましたとおり一般質問をさせていただきます。

一、「市長の要求による監査の結果報告書 総合体育館における事務の執行について」について質問いたします。

まずこの監査は市長の要求により、平成二十八年度から平成三十九年度までの総合体育館、いわゆるシダーアリーナにおける柔道畳の購入、及び敷込みに係る事務、並びにこれに関連する事務の執行の適否について、平成三十一年四月十日から令和元年七月三十一日までの間、監査が行われ、八月十三日に結果報告されたものでございます。

議会ではこれまで、地方自治法第九十八条第一項に基づく検査権を行使し、九月十二日から十二月二日までの間、七回にわたり総合体育館における事務の執行についての特別委員会を開いてまいりました。

ところが事情を一番よく知る職員が委員会に一度も出席することなく、また九月二十五日に退職願を提出し、市長が受理し、十月四日に退職をいたしましたため、委員会で質問をしても、「把握しておりません。」「はっきりしたことが分かりませんので、お答えを控えさせていただきます。」などという答弁が聞かれ、なかなか検査が進まず、全てを明らかにすることができていません。

そこで、議会とは別に、市の方でも調整会議を立ち上げ協議をしているというところでございますので、お尋ねいたします。

九月二十五日に開かれた第二回目の地方自治法第九十八条第一項の特別委員会で、市長公室長は答弁し、「庁内で調整会議というものを立ち上げまして、関係の部課長といろいろ協議をしております。その中いろいろ話し合う中で、市として一体これから何をしなければいけないかというようなことございますけれども、主に三点あると思います。」「一点目は損害の回復、二点目は関係事務の改善、

三点目は関係職員に対する厳正な対応、この三点を主な目標といたしまして精査に努めてまいります。」と言われました。

まず一点目の損害の回復について、市長公室長は、「この報告書の中で二重払いんぬんということが、指摘されてございますけれども、そのことにおいて、市が一定の損害を被ったということが明らかになったならば、これは法令上可能な範囲で、返還請求なり、そういったことを求めていくことであるうと思います。」と言われております。

市長公室長、現時点で分かっていることをお答えください。

○議長（平岡清司）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）十一番藤富議員の御質問にお答えいたします。

ただいま議員の方から頂戴いたしました御質問でございますけれども、これは地方自治法第九十八条第一項の特別委員会において既に御答弁を申し上げた内容、もしくは今後御答弁を申し上げるべき内容というように考えますので、この場での答弁、これは差し控えさせていただきますというふうに考えますので、何とぞ御理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）つまり地方自治法第九十八条第一項の特別委員会で答弁をしたから、もしくは今後説明するかもしれない内容であるから、今回の私の定例会での一般質問には答弁をしないということですか。

○議長（平岡清司）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）十一番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

ただいま議員がお述べいただいたとおりでございます。

以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）はい、ということは、地方自治法第九十八条第一項の特別委員会でしか、答弁をしないということですか。

○議長（平岡清司）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）十一番藤富議員の御質問にお答えいたします。

私そのように理解をいたしてございます。

以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）議員は市民の代弁者でございます。このことについては、何度か新聞で報道されており、市民の皆さんは大変関心を持っておられます。

私は市民の皆さんの代弁者として、市民が知りたいと思っていることを、今質問をしているわけです。その議員の一般質問に対して、この議場にいる市長及び職員の皆さんは、答弁をする義務があります。答弁を拒否することは、義務を果たしていないということになります。それでも答弁を拒否されるのでしょうか。

もう一度、同じ質問をいたします。

市長公室長、まず一点目の損害の回復について、現時点で分かっていることをお答えください。

○議長（平岡清司）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）十一番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

繰り返しの御答弁になって誠に恐縮でございますけれども、先ほども申し上げましたように、この場での答弁は差し控えていただきましたと存じます。

また先ほど議員がおっしゃった要するに市民の知る権利、答弁する義務、これは当然あるかと思えます。ただ地方自治法第九十八条第一項の特別委員会がなければ当然ここで御答弁を申し上げるべきと考えますけれども、地方自治法第九十八条第一項の特別委員会が設置されている御議論をいただいている中で御答弁は御容赦をいただきたい、差し控えていただきたいということでございますので、何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）やはり答弁を拒否するというところでございますね。何か定例会の場で答えられない理由があるのでしょうか。市長。

○議長（平岡清司）太田市長。

○市長（太田好紀） 藤富議員の質問にお答えさせていただきます。

そういうことは一切ございません。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） 先日、十二月四日の一般質問についての職員からの聞き取りの時点では、答弁をすることになっておりました。それが突然六日に答弁を差し控える旨の連絡がありました。この二日の間に、何がどのように変わったのでしょうか。市長。

○議長（平岡清司） 太田市長。

○市長（太田好紀） 十一番藤富議員の質問にお答えさせていただきます。

二日間に何があつたか、私には全く理解できません。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） 四日に、一般質問についての職員からの聞き取りの時点では、こういう質問するからということ、答弁をされる予定をしていたと私は理解しております。ところが答弁を差し控えるという、この二日間に何がどのように変わったのか分かりませんが、そういう連絡がありました。いずれにせよこれは市長の判断であると私は理解しております。

何にせよこのまま一般質問を続けます。私の質問に対して答弁できることがあれば答弁をしてください。

それでは、地方自治法第九十八条第一項の特別委員会を検査を行った「柔道畳の敷込み料の二重請求及び二重払い」についてお尋ねします。平成三十年九月十五日から十七日に掛けて、全国の中学校、高校六十四チーム、選手三百二十人が参加し、来場者が一千二百人となった「第一回シダースーパーカップ柔道大会」において、県と市で作る大会実行委員会から、畳設営委託業務を委託されたスポーツショップは、九月十八日に大会実行委員会に対し三十五万円を請求、そしてまたその後、九月二十五日にも五條市公園緑地課に三十二万四千円を請求し、いずれも支払われており、二重払いとなっておりますが、間違いありませんか。

○議長（平岡清司） 和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明） 十一番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

繰り返し御答弁で誠に恐縮でございますけれども、御答弁の方は差し控えさせていただきます。以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）監査の結果報告書には、「柔道畳の敷込み料は、大会実行委員会から支払われた委託業務費と重複して支払われたことになる。同一業務に対する二重払いであれば、経理上不正な支出に当たるとは認めなければならぬ。」とあります。畳の敷込み料が二重に支払われたのであれば、当然返してもらわなければなりません。返還請求はしましたか。市長公室長。

○議長（平岡清司）藤富議員、これ同じ答弁になっても続けてよろしいですか。（「はい」の声あり）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）十一番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

誠に恐縮でございますが、答弁の方は差し控えていただきます。

以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）質問を続けさせていただきます。

畳の敷込み業務委託料は、本来、大会実行委員会に対し請求し、大会実行委員会から支払われるべきものであるにも関わらず、市はスポーツショップに請求されるままに支払ったわけですが、なぜこのようなことが起こったのでしょうか。

○議長（平岡清司）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）十一番藤富議員の御質問にお答えいたします。

誠に恐縮でございますが、答弁の方は差し控えていただきます。

以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）職員がチェックを怠らずに仕事をしていれば、二重に支払うなどというようなことは起こらなかったはずで、市にも大きな責任があります。

そして、市長は損害の回復をする気があるのかなのか。調査をする気があるのかなのか。これでは市民の皆さんが言うように、うやむやにしようとしていると思えません。

監査の結果報告書で、「大会の開催に係る費用については、全額が大会実行委員会から支払うべきであり、奈良県と五條市、各々二百五十

万円を負担した大会に対し、公園緑地課が別途柔道畳の敷込み料を支払う必要はない。」と述べています。市長の見解をお尋ねします。

○議長（平岡清司） 太田市長。

○市長（太田好紀） 藤富議員の質問にお答え申し上げます。

最初に申し上げますけれども、この答弁にしましては議長にも議会運営委員会の委員長にも説明をさせていただきました。それは多分藤富議員のところにも伝わっていると思いますけれども、当然地方自治法第九十八条第一項の特別委員会で行っている限り、その検査ということで、藤富さんが委員外でしたらそういうこともあろうかなと思いますけれども、委員内において、ここで発言するというのは、私はルールが間違っているのではないかなというふうに思うので、委員会、地方自治法第九十八条第一項の特別委員会でも当然それはまだ終わっておりませんので、そのことを当然聞くべきであるし、そのことの繰り返しというのはいかがなもんかということで、これは議会運営委員会の委員長にも議長にもお伝えしたことでありますので、御了承願いたいと思います。

以上です。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） この地方自治法第九十八条第一項の特別委員会以外の特別委員会、それに私も入っておりますが、そこに入っている以外で、一般質問で質問をされている議員もいますし、今市長が言われることは当たらないのじゃないかなと思います。

議長、質問を続けます。

市長、二重に支払った柔道畳の敷込み料の返還請求は、いまだ請求していないようですが、なぜ放置しているのですか。お答えください。

○議長（平岡清司） 和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明） 十一番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

誠に恐縮でございますけれども、答弁につきましては差し控えさせていただきたいと思っておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） ではこれから市長にした質問を市長公室長が答弁してください。

いずれにしる二重に支払っているのならば、この量の敷込み料は大会実行委員会が支払うべきであるので、五條市が二重に支払った柔道量の敷込み料三十二万四千円は、公金、市民の血税であるので、当然五條市に返してもらわなければならないお金でございます。返還請求をして、損害の回復をしなければなりません。市長公室長、いかがですか。

○議長（平岡清司） 藤富議員、答弁が同じになるばかりと思うのです。（「質問したいことがありますので、続けてください、議長」の声あり） 藤富さん質問の内容を全部まとめてもらって…。 （「議長」の声あり）

○議長（平岡清司） 十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） それぞれまとめて質問しているわけですから、答弁できないというのであれば、いちいち答弁できないというふうに答えていただいて結構です。

質問します。（議場に声あり）

○議長（平岡清司） 暫時休憩します。

午後二時四十九分休憩に入る

午後三時二十分再開

○議長（平岡清司） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

一般質問を続けます。

先ほどから藤富議員が質問されておるのですけれども、地方自治法第九十八条第一項の特別委員会が答弁があったことであつたり、これから答えることとあることとありますので、藤富議員の質問を、一問一答方式ではあるけれども、一括して質問していただきまして、そして理事者側のまたそれに対する答弁、答えられるところは答えていただきまして、できないところはできないということによろしいですか。

（「はい」の声あり）

十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）それでは質問を続けます。

次に二点目の関係事務の改善についてお尋ねします。

市長公室長は、地方自治法第九十八条第一項の特別委員会で、「一体、現行の事務事業の中で何が問題でこういったことに至っているのかということをしつかり検証しながら事務の改善に努めていくということでございます。」と言われました。

何をどう改善するのか、具体的にお答えください。

例えば、この柔道畳の敷込み業者のスポーツショップは、当時、市に登録しておらず、未登録であったにも関わらず、市は契約をしました。未登録業者であるにも関わらず、市が委託するなどということはあつてはならないことです。これは市にも大いに責任があります。何が問題でこのようなことが起こったのか、市長公室長にお尋ねします。

私たち市民が市の窓口に行き、手続や申請をする際、何か一つでも、ほんのささいな小さなことでも不備があると書類は受け付けてもらえません。大変厳しくチェックされます。この窓口の職員はちゃんと仕事をしているわけです。それなのに、このように市が未登録業者との間で契約をするなどあり得ないことです。許されることはありません。

また、監査の結果報告書には、ほかにも申請要件が満たされていないにも関わらず随意契約をし、物品を購入したとあります。余りにも仕事ができすぎませんか。これらの事実を市民の皆さんが知れば、きっと怒ると思います。これらの責任は、一体誰にあるのでしょうか。お答えください。

また、そのほかにも監査の結果報告書には、「一覽を見ると、五條市が主催でない団体の催しについても柔道畳の敷込み料が、五條市から支払われている。」とあります。これに対しても、市は今後どうするのかお尋ねします。

五條市が主催でない団体の催しについて、五條市が支払った柔道畳の敷込み料は、五條市民の税金でございます。五條市以外の主催については、五條市が支払う必要はないと考えます。

次に、三点目の関係職員に対する厳正な対応についてお尋ねします。

市長公室長は、「関係職員に対する厳正な対応でございます。これは地方公務員法、あるいは市の懲戒基準などに基づきまして、公務員として不適切な行為がはつきりとしたならば、それはそれで厳正に対応していくということでございます。」と言われておりました。

九月二十五日に退職願を提出し、市長が受理し、十月四日に退職した元職員の退職金は、現在、支払いが差し止められています。この退

職金はどうなるのかお尋ねします。

最後に、そもそもこの監査は市長の要求による監査でございます。市長の要求による監査であるにも関わらず、市長のやる気は感じられません。市長は、「第一回シダースーパーカップ柔道大会」の実行委員会の実行委員長として、また市長として、当然責任を感じておられると思いますので、市長の責任について、どのように考えておられるのかお尋ねします。

答弁を聞かないまま終わりますが、いずれにしろ、このような形で終わるということは、市長の政治姿勢が問われることになるのではないのでしょうか。市は、市としてやるべきことをきっちりやっていたと申し上げ、次の質問に移ります。

○議長（平岡清司）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）十一番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

冒頭にも申し上げました内容で誠に恐縮でございますけれども、地方自治法第九十八条の特別委員会において既に御答弁申し上げた内容、あるいは今後申し上げるべき内容というふうに理解をさせていただきますので、ただいまの議員の一連の御質問に関しての御答弁は差し控えてさせていただきますと、このように考えますので何とぞ御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）五條市の財政状況についてお尋ねします。

過日、十一月六日に県が発表した県内三十九市町村の二〇一八年度普通会計決算によると、五條市は赤字団体ではないものの、経常収支比率が一〇〇を超え「重症」と診断された九団体に入っております。

ちなみに一位は御所市と黒滝村、三位天理市、四位河合町、五位五條市、六位桜井市、七位奈良市、八位宇陀市、九位大淀町でございます。五條市は今後も養護老人ホーム花咲寮や、新庁舎の建設、学校適正化及び認定こども園の整備、きずみ館大規模改修などの事業を集中して行いますが、五條市の財政は大丈夫ですか。

○議長（平岡清司）吉田理事。

○理事（吉田暁史）十一番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

平成三十年度決算におきまして、財政の硬直化を示す経常収支比率が四・二パーセント悪化し、一〇三・二パーセントとなり、財務体質の

改善が喫緊の課題であると認識してございます。

このような中、新庁舎整備事業を始め、学校適正化や認定こども園整備事業など、大規模事業が集中していることから、今後数年間は厳しい財政状況が続くと考えておりますが、公債費がピークと見込まれる令和六年度に向けまして、これまで進めてまいりました行財政改革を更に推進しながら、現在保有しております基金のうち、柔軟な運用が可能な財政調整基金や減債基金等の基金を有効に活用し、持続可能な財政運営に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） 過日十一月二十三日、五條市と同様、財政悪化が進んだ大淀町は、「財政計画住民説明会」を開催し、来年度からの花火大会への補助金廃止、大淀中央公民館の閉館、県民運動場の夜間照明使用料の値上げなどの財政再建案に町民の理解を求めたとのことですが、平成三十年、五條市の経常収支比率は一〇三・二で、奈良県でワースト五位、大淀町は一〇〇・一でワースト九位、大淀町よりも五條市の方がまだ悪いわけです。それを知り、五條市の方が心配されているわけですが、しかしながら五條市には基金が約五十億円あります。

あえてお聞きいたしますが、五條市と同様に財政指数の悪化した大淀町が「財政計画住民説明会」を行い、様々な市民サービスの抑制に理解を求めましたが、五條市は財政健全化計画を立てなければならぬ状況であるかどうか。お尋ねします。

○議長（平岡清司）吉田理事。

○理事（吉田暁史） 十一番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

大淀町が、議員お述べの「財政計画住民説明会」を開催したことは認識をしております。

本市と大淀町は財政規模も大きく異なるため、単純な比較は困難でございますが、本市は今正に市の将来にとって必要な新庁舎や養護老人ホーム花咲寮のほか、学校適正化や認定こども園の整備等を集中して実施している最中であること、その実施に当たっては、過疎対策事業債等の交付税措置のある有利な市債の活用が可能であること、過疎対策事業債は交付税措置が大きく有利である反面、償還期間が短期間であることから、一時的には公債費が多額になるため、財政指標の上昇を招いていることが状況として大きく異なっております。

行政サービスを持続性のあるものとするための改革は必須ではございますが、現下の状況におきましては市民生活に大きく影響を及ぼす財政健全化計画を策定するような状況には至っていないものと判断をしております。

以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）ありがとうございます。
終わります。

○議長（平岡清司）以上で十一番藤富美恵子議員の質問を終わります。

次に、五番吉田 正議員の質問を許します。五番吉田 正議員。

〔五番 吉田 正質問席へ〕

○五番（吉田 正）それでは五番吉田 正の一般質問を通告のとおり行わせていただきます。

まず一番目の五條市独自の教育について質問させていただきます。

今本市においては学校適正化を行っているわけですが、その進捗状況については本定例会中の総務文教常任委員会において説明していただけるということですので、そのことについては今回お尋ねいたしません。総務文教常任委員会の協議事項の終了後、詳しくお願いいたします。

その学校適正化の中、本市においては本市独自の将来を見据えた教育環境の整備、また児童・生徒の更なる学力向上、健全育成に向けた方針を検討中ですが、五條市独自の教育方針は考えているのかをお尋ねいたします。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）五番吉田議員の御質問にお答えを申し上げます。

本市としては新しい時代を生き抜く子供を育てる教育を進めています。そのために就学前の教育・保育を一体としてとらえ一貫した子育て支援を行う三つの認定こども園を設置します。また三つの中学校区で小中一貫教育を導入し、学園構想をもとに義務教育九年間を見通したカリキュラムを整えることで、学力の向上を図り、一人の人間の成長を貫く教育を実施します。

さらに、教育の充実を図るため、学校適正化において小・中学校は原則一学年二クラス以上の編成にし、小学校一年生から三年生までは三十人学級の実現を目指します。

小中一貫教育を進めるに当たっては、小学校高学年において中学校の教科専門教員が乗入れ授業を行う教育活動の実施や、ALT（外国語

教育指導助手)や学校カウンセラーを配置したり、ICT環境の整備を行ったりしています。

ふるさと教材「五條学」や「私たちの五條市」の活用や五條の良さを活かしたふるさと学習を充実することにより、地域にこだわる人材の育成も目指しています。

今後もこれらの取組を充実させることにより、社会を生き抜く子供を育てるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。(「五番」の声あり)

○議長(平岡清司) 五番吉田 正議員。

○五番(吉田 正) 先般、総務文教常任委員会の視察研修で北海道の新十津川町に行ってまいりました。御存じのとおり現在の新十津川町は明治の時代に吉野郡の大水害で余儀なく北海道へ移住された十津川の人たちが開拓され苦勞の末に作られた町です。その中、将来を見据えた教育に取り組まれてきたと伺っております。

その歴史の中で、本市と同じく学校適正化を繰り返し、現在は一小一中学となっております。高校遠距離通学助成制度であったり、奨学金制度などの独自の取組がなされておりました。また健全育成のための剣道場施設、温水プールなどの施設整備も行われておりました。本当に子供たちのために教育環境、設備が整っていたと感じました。

本市においても適正化を機会に五條市独自の教育を今以上に深めるべきと考えますが、いかがお考えかを教育長にお尋ねします。

○議長(平岡清司) 堀内教育長。

○教育長(堀内伸起) 五番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

本市においては、平成三十一年三月に第三期五條市教育振興計画を新たに策定し、それを「五條市教育大綱」と位置付け、将来を展望した教育改革を進めています。

これからの社会を生き抜く子供を育てる教育として、ゼロ歳から十五歳の育ちを一本通したものととして教育・保育を考える、それを縦糸として、もう一つは中学校区をチームとして一人ひとりの子供を支える教育、つまり地域と学校の一体化を目指したものを横糸として教育を進めることで、その具現化を目指してまいりたいと考えております。

各学校・園の目標ですけれども、私は校園長会を始めいろんな場でこうお話をしております。

中学三年生になったときにどういう子供に育っているのかということを目標に置いて、どんな子供を育てていくのかということを共通認識

にして、教育体制の構築を目指していこうと確認しております。

今後は、更に保幼小中の教育の連続性を重視した教育方針を立て、そのために認定こども園を設置し、保育の充実を図ります。さらに幼稚園・保育所と小学校間の生活、学びの接続の円滑化を図り、中一ギャップの解消を目指した小中一貫教育を全ての中学校区に展開してまいりますと考えております。

併せて校区ごとにコミュニティスクールを位置付け、地域と一体となった教育活動の展開を図ってまいります。

先ほど部長の方から細かい部分につきまして、一定お話を申し上げましたが、更に来年度、教育大綱を見直し、新たな教育大綱を作りたいと思っております。その中に今申し上げました中身を入れながら、具体的な進め方について検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「五番」の声あり）

○議長（平岡清司） 五番吉田 正議員。

○五番（吉田 正） 以前何かの委員会で教育整備にお金が掛かりすぎているというような指摘もいただいたことがあったと思うのですが、確かに財政的にも大変苦しい部分というのがあるのですけれども、教育というのは費用対効果を考えるものではないと考えております。五條市の正に宝と言える子供たちの教育の向上を図るためにも出来る限り知恵を絞り、さらなる五條市独自の教育向上施策の推進が必要であると考えます。

市長にお伺いいたします。将来に向けた教育向上施策に何かいいお考えがあればお教えいただきたいと思えます。

○議長（平岡清司） 太田市長。

○市長（太田好紀） 五番吉田議員の質問にお答え申し上げたいと思えます。

いい施策というのか、これはもう当然今教育長がお話したような形の中で連携を取りながら、より子供が教育上、勉強がしやすい環境、また学力が上がるような環境を作るべく、これから行政として教育委員会の教育長を始め各関係機関と連携を取りながらこれからも財政的なことも当然絡みますので、それを踏まえて協力しながら進めてまいりたい、そういうふうに考えております。

以上です。（「五番」の声あり）

○議長（平岡清司） 五番吉田 正議員。

○五番（吉田 正） ありがとうございます。

市長がいつもおっしゃる五十年先を見据えた五條市のまちづくり、教育についても将来を見据えた教育環境整備を更にお願いたしたいと思います。

次に、学校適正化の後の廃校舎の跡地利用についてお聞きします。現在の方針として決まっている利用方法、また決まっていない跡地についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 五番吉田議員の御質問にお答えを申し上げます。

廃校舎の活用につきましては、五條市学校適正化基本計画に基づき野原中学校については校舎を改修し新小学校として使用します。現在の阿太小学校は大学の研究拠点施設として使用し公民館への活用も検討することとしています。西吉野小学校、西吉野中学校は五條高等学校賀名生分校として使用します。阪合部小学校は改修して（仮称）五條C認定こども園として使用し、公民館への活用を進めます。北宇智小学校、野原小学校については、今後市全体におけるまちづくりにつながる利活用を検討することとしています。

以上、答弁とさせていただきます。（「五番」の声あり）

○議長（平岡清司） 五番吉田 正義員。

○五番（吉田 正） 先ほども申しましたけれども、新十津川町においては跡地利用として若い芸術家の活動拠点のとしての貸出しであったり、市長と一緒にきました吉野小学校であったりとか、福祉施設として来客用に利用されているといったような充実した跡地利用を行ってありました。決まっているところはいいとしても、今決まっていない施設についていかがお考えかお答えください。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 五番吉田議員の御質問にお答えを申し上げます。

本市だけでなく学校適正化を行っている自治体において学校の跡地利用について様々な活用を行っていることは承知しております。

跡地利用が決まっていない施設につきましては、今後関係部署とともに利活用等について協議、検討を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「五番」の声あり）

○議長（平岡清司） 五番吉田 正義員。

○五番（吉田 正） 私が聞いた一例を挙げますと、運動場の一部に農園を作り校舎を知的障害者の養護施設として利用した、そういった施設を

作りたいたいという声を聞いたことがあります。軽作業もでき体育館という運動施設もある学校跡地は適していると感じております。これは一例にすぎませんけれども、廃校舎になる施設は全て耐震工事が済まされております。跡地利用をできないかと考えている方々はたくさんいると聞いております。

市長にもお尋ねいたします。廃校舎跡地の利用について、市長のいいお考えがあればお話ししていただきたいと思えます。

○議長（平岡清司） 太田市長。

○市長（太田好紀） 五番吉田議員の質問にお答え申し上げたいと思えます。

先ほど部長の方からお話ございましたが、本当に小・中学校の廃校の部分、また保育所・幼稚園の部分も踏まえてやはり有効な形で利用しなくてはならないということ、一つはその中での今までも協議をした中においての大学の誘致とかまた地域と密着した各種団体との連携をも特に密にしなければならぬ、いろんな形の中で地域との共生もしなくてはならないので、やはり学校がなくなった跡地に対しては地元の方皆さんとしても生徒や子供の声が聞こえないとか、運動会がないとかいろんな御指摘というのか、そういう意見も当然あったというふうに聞いておりますので、より有効な形の中で行政の中で考え、また民間との連携も大事であるのかなと、また地域の皆さんの声にもある程度傾けながら、今後良い方法で有効な活用ができるような形の体制を構築してまいりたい。そういうふうにご考えております。

以上です。（「五番」の声あり）

○議長（平岡清司） 五番吉田 正議員。

○五番（吉田 正） 跡地利用は、用途が決まっていない廃校舎については、地元は無論のこと、いろんな方面からの意見をお聞きいただき、有効利用を考えこれからの五條市にとって進めていく事業に役立つ施設としていただくようよろしくお願い申し上げます。

次の質問に移ります。

本年度も梅雨や台風の時期には市内に警戒レベル三、避難準備、高齢者等避難開始や警戒レベル四、避難勧告などの被害に関する情報が発令され、避難所が設置されていたと記憶しております。そんな中、独居の高齢者や高齢者のみの世帯が市内には増えており、携帯電話を持つていないから分からないとか防災行政無線が聞こえなかったという声も多く聞きます。防災行政無線が聞こえない人たちに避難所に関する情報や避難所設置の周知についてはどのような手段を取っているのかをお尋ねいたします。

○議長（平岡清司） 辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友）五番吉田 正議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市内に避難に関する情報を発令する際や、避難所を開設した場合には、携帯電話への緊急速報メール及び防災行政無線で告知しております。防災行政無線の音声はつきり聞き取れない場合には、毎月の広報五條にも掲載し周知をしているテレホンサービスで確認することができます。

更に、防災情報システムの「Lアラート」を利用して、テレビのL字画面やデータ放送、インターネットの情報サイトなどで告知するなど、情報発信の多重化に取り組んでおります。

今後もし引き続き、防災行政無線を補完するさらなる情報伝達ツールの研究を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「五番」の声あり）

○議長（平岡清司）五番吉田 正議員。

○五番（吉田 正）今言ったように防災行政無線を聞き逃してしまうといったことを多く聞きます。避難に関する情報が発令された場合、自治会との連携はどのように取っておられるのかをお尋ねいたします。

○議長（平岡清司）辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友）五番吉田 正議員の御質問にお答え申し上げます。

自治会の皆さんに避難の支援をしていただくことは非常に有効な手段であると考えております。しかしながら防災活動は深夜の活動などでは安全面の確保などにおいて問題が生じる場合がございます。しかしながら今年集学的に西吉野町方面で確か避難勧告を出したりしております。そのようなときにはやはり地元の方々の住民の方々、また知り合い等、その辺の方から情報を収集しながら対応をしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「五番」の声あり）

○議長（平岡清司）五番吉田 正議員。

○五番（吉田 正）各自治会の連合会の中に、自治会長会の中に緊急連絡網があると聞いております。地区自治連合会から各自治会長に、そして地区防災委員に、自治会と協力しながら少しでもスムーズな情報伝達が行われる方法を考えていただきたいと思っております。

次に、今年の台風時に避難所を訪れた際に、女性職員の方二名が避難所運営に当たっておりました。職員の安全確保を含め人員の配置をどのように行っているのかをお伺いいたします。

○議長（平岡清司） 辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友） 五番吉田 正議員の質問にお答え申し上げます。

避難所の運営に関しましては、職員の安全の確保や防災対応に万全を期すため、基本的に一避難所につき二名の職員で運用しております。職員の選定には各部門で調整し、性別に関わらず運用をいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「五番」の声あり）

○議長（平岡清司） 五番吉田 正議員。

○五番（吉田 正） 職員さんにも御家庭がありいろんな事情もあると思います。人員の確保も難しいと思いますけれども、避難者はもちろんのこと、受入れる側の職員についても共に安全が確保できる防災活動をお願いいたします。

次に、ハザードマップについて伺います。

災害時に危険箇所を事前にハザードマップで知っておくことは、市民の安全の確保に非常に重要であります。東日本大震災では障害者の方が亡くなった割合は健常者の約二・五倍だったと言われており、障害のある方への情報伝達は特に重要です。この課題に対応するため呉市でね、視覚障害者への防災情報の周知のためにボランティアが音声で浸水想定や避難所の位置、危険箇所等を音声で読み上げる、聞かせのハザードマップというのを作成していると聞きしました。五條市ではそのような対応をどのように考えているのかをお尋ねいたします。

○議長（平岡清司） 辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友） 五番吉田 正議員の御質問にお答え申し上げます。

視覚障害のある方は本市内に約八十名おられます。広島県呉市の視覚障害者協会では、ハザードマップの内容を録音したCDを作成し、勉強会を開催していると聞いております。現在本市ではこのような取組は行っておりませんが、今後、関係機関と協議しながら研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「五番」の声あり）

○議長（平岡清司） 五番吉田 正議員。

○五番（吉田 正） 地球温暖化のせい毎年各地で予期せぬ、想定外という言葉が飛び交う災害がたくさん起こっております。防災、減災につながるようなさらなる防災体制の構築をよろしくお願い申し上げます。一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（平岡清司）以上で五番吉田 正議員の質問を終わります。

トイレ休憩のため午後四時五分まで休憩いたします。

午後三時五十分休憩に入る

午後四時五分再開

○議長（平岡清司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

一般質問を続けます。

本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

次に、十二番大谷龍雄議員の質問を許します。十二番大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄質問席へ〕

○十二番（大谷龍雄）それでは議長の発言許可をいただきましたので、通告させていただいております順番に基づきまして一般質問を行います。

大きな一番、五條市認定こども園整備計画及び五條市学校適正化基本計画に伴う遠距離通園・通学に対する子供の安全対策と保護者負担軽減についてでございます。

御存じのように、保育所・幼稚園が九つありますけれども、それを三つの認定こども園に統廃合する計画です。また小学校は現在八校ありますけれども四校に統廃合すると、中学校は現在五校ありますけれども、それを三校にするという統廃合計画でありますけれども、この計画は子供たちの人数が一定整うということがありまして、ほとんどの子供たちにとっては通園・通学距離が延長されてやはり体力、精神力そして時間、経費等々の負担が増えるという大変な問題が発生します。そういう中、この間協議会等でのいろいろ保護者等関係者の皆さん方の意見、要望を聞いていただいていると思えますけれども、認定こども園と学校適正化を分けて、保護者、関係者の意見、要望を特徴だけ答弁いただけますか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）十二番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

初めに学校適正化事業についてでございます。学校統合協議会では通学に関わる内容について通学部会で検討、協議を行っております。通学部会では統合し遠距離通学となる地区の児童・生徒を対象としたスクールバスの運行計画の作成を進めております。

スクールバス運行の対象となる地区の保護者を対象に説明会等を開催し、御意見をいただきました。いただいた御意見の中にはバス停の場所を指定してほしい。バスの座席を指定してほしい。デマンドバスの運行時刻が通学時間に合わないので改善してほしい。バス車内の子供たちの安全に配慮してほしい等の意見がございました。

次に認定こども園についてです。遠距離通園につきまして、本年七月から八月にかけて実施した（仮称）五條B認定こども園の開園時期に関する説明会において市民からの意見や要望はございませんでしたが、阿太地域・西吉野町地域から認定こども園では通園バスを運行するのかという旨の質問がございました。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）はい。答弁にありましたように、やはり保護者、関係者の強い要望、御意見としては認定こども園、学校適正化の両方でやはり送迎のバスの方が大きな要望となっているのではないかなと思います。今現在一番遠い大塔町・西吉野町は学校の方はスクールバスを出されているというふうに思います。また阿太保育所は現在北宇智保育所に行っていますから送迎のバスを出してくれていますわね。そういう現状の中で、認定こども園、学校適正化の計画の中でバス送迎の皆さん方の要望に対してどういう基準でバスを出そうとされているのか、現在の教育委員会の方針を明らかにしていただけますか。

先ほどの答弁では、スクールバスを出さなければならぬ地域の保護者という答弁ですけれども、出さなければならぬ基準、全て出そうというふうに考えておられるのでしたらよろしいですけれども、そうでない基準等々を明らかにしていただきたいと思えます。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）十二番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

初めに学校適正化についてでございます。学校適正化基本計画では学校から自宅までの距離を基準にしてスクールバス利用の対象者を決め

ております。小学校は三キロメートル以上、中学校は六キロメートル以上の遠距離通学となる児童・生徒に対して安全に通学できるようスクールバスを運行する方針です。

現在デマンドバスを利用する児童・生徒に対しても交通費の助成を行っており、今後も保護者負担の軽減を図ってまいります。

次に認定こども園についてです。認定こども園の登降園については保護者の送迎を基本とする予定です。ただし通園バスの運行については地理的な条件等を踏まえ検討を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）答弁では学校適正化では小学校三キロメートル以上、中学校六キロメートル以上ということの基本にするという答弁がございましたけれども、これはきつちりと実行されるということが大事だと思うのですが、ちよつとこの間、皆さん方から聞いた御意見を明らかにしておきますと、小学校三キロメートル以上になるとスクールバスが出るか出ないか分からない、要望しなければならぬという状況があるんやということを聞かされていますけれども、その辺は先ほどの答弁ではきつちりと実行していただけるのかどうか、いかがですか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）十二番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

統合協議会の通学部会の中でそのあたりのお話をさせていただいております。先ほど申しましたように、小学校は三キロメートル以上でスクールバスを運行するという計画で進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）やはりその基準でいきますと、同じ一つの校区の生徒であっても近い人は三キロメートルに満たないかも分かりません。しかし同じ校区でも遠い方は三キロメートル以上の四キロメートル、五キロメートルという方もおられます。しかしこれだけの大掛かりな統合計画を実行する上においては一人ひとりの保護者の要望もよく聞いていただくと同時に、三キロメートルに満たないけれども同じ校区の生徒さんで遠いところの方はバスで送り迎えをするのやったら、もう私も三キロメートル未満やけれども乗せてほしいという要望がある

場合はね、それは受けるべきだと、この計画に基づいて発生するわけですからね、遠距離が。だからやっぱりその辺は保護者の皆さん方の要望を重視すべきだというふうに求めておきたいと思います。

もう皆さん方御存じのように、今国の助成としてはスクールバスの購入に対する国庫補助二分の一、この基準は答弁にありましたように小学校四キロメートル以上、中学校五キロメートル以上、ちよつと三キロメートルとは違いますけれどもね、国の補助基準はね、この四キロメートル以上六キロメートル以上で条件さえ満たせばスクールバスの購入に際しても国庫補助金二分の一が出るということがありますやろ。また運行の運営費についても地方交付税の措置がありますやろ、私の持っている資料ではスクールバスの維持運営費については補正係数による措置が適用されますと、同措置は民間委託運行、占有運行に関係なく対象となり、通学距離による対象制限はなく、通学に供していれば原則として地方交付税措置の対象になると、購入に対しても国庫負担分と二分の一があるし、運営に対しても地方交付税措置があるということですからね、やはりこれらの制度を十分に活用して、現在もう既に送迎されているところも、この制度を適用されていないのであったらこれまた適用し、これから必要なスクールバスの運行についても購入、運行についての国庫補助金、地方交付税措置を適用していくということに、よく研究して政府の方にも要望して、この制度を活かして先ほど強調しましたように、統廃合に伴って今までよりも距離が遠くなるわけですから、近いところの方で三キロメートル未満であっても同じ校区の学校統廃合の関連でそうなるわけですからね、ほかの遠いところの生徒と同じように、送迎バスの要望があればそれに加わってもらうという措置をするように強調しておきたいというふうに思います。

この間、いろいろ距離については一般質問で明らかにしましたけれども、やっぱり一番遠いのは大塔町、その次は西吉野町の皆さん、しかし旧五條市もみんな遠くなりますわな。私の阿太地域の皆さん方は、今阿太保育所の皆さん方は北宇智保育所に行っていますけれども、この間から測ったら七キロメートルあります。阿太保育所からだけですよ、七キロメートル、山手の湯谷市塚町・島野町の皆さん方はこの七キロメートルに三キロメートルぐらいはプラスされるわけですからね。

そしてら小学校の方はどうかと言いますと、阿太小学校の方が宇智小学校に行った場合、どれぐらいの距離かと言いますと、私の島野町からで四・三キロメートル、皆さん方が警戒しているあの道路の三叉路の広場を借りてスクールバスの操車場にすると言っていますから、あの地点で四・三キロメートルです。あそこから学校までまだ三〇〇メートルぐらいありますわな。だからこれは十分四キロメートル以上になりますよ。そういうふうに私の家から四・三キロメートルですけれどね、滝町やら湯谷市塚町・車谷町の皆さん方やつたらもっと遠くなりますわな。例えば宇野峠周りで行つても…、今日それは測っていませんけれども大体同じくらいの遠さになるん違いますか。そして一層、国道を通ら

なければならぬ、峠を通らなければならぬという危険な道路になりますから、距離だけで判断するのは余りにも不十分ではないかと、だから距離プラス道路の状況とか夏の季節の状況とか、いろいろと総合的に検討した上で、例えば三キロメートルに満たしていない子供たちでも保護者の皆さん方がバスに乗せてほしいという要望があれば、それは受けるべきです。学校統廃合がなかったらこんなことが起こらないわけですからね、その辺はやはり生徒の健康と安全をもっと重要視して、認定こども園・学校の子供たちの通園・通学に関する子供の健康と安全を守っていただきたいと、それが行政の責任ですわ。やる以上は。

皆さん方、記憶にあると思いますけれどもね、何十年も前に樫辻町の子供さんが以前は西吉野町の賀名生の方の学校に行かれていたと思うのですね、近くやから、こちらに来るのが遠いからね。しかし樫辻町から西吉野村の賀名生の間を歩いて通っていたときに誘拐されて、もう帰らぬ人となっているわけです。そういうことも五條市にもあるし、やっぱり最近の状況からすれば、こういうことがこれからも起こるといふことが十分考えられますから、子供の通園・通学の責任はあらゆる国の制度も五條市の奮闘も加えて責任を果たしていただきたいといふふうに思います。

認定こども園の方についても、基本は保護者の送迎という答弁で、厳しい状況によっては送迎の態勢も取るという答弁でありましたけれども、この点も今申し上げましたように距離だけではなしに道路の状況、また保護者の皆さん方の仕事の忙しさ、いろいろ考えて基準に満たしていなくても保護者の要望があればそれは受けて、ちゃんと責任を持つという姿勢で頑張っていたいただきたい。

答弁にもありましたけれども、五條市にはデマンドタクシー、コミュニティバス、いろいろ今走っていますから、それらを活用できるところはしてもらってそれに対する現在の遠距離補助も活用して補助させてもらうべきだといふふうに考えますけれども、その点を教育委員会として目配りを最後まで強めて保護者の皆さん方の御意見、御要望に応えるように頑張っていたいただきたいと、最後もう一度答弁しておいてくれますか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）十二番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

文部科学省の補助金は遠距離通学の基準を設け、小学校四キロメートル以上、中学校六キロメートル以上の児童・生徒の通学について学校統廃合から五年間、交通費の二分の一の補助を受けられることになっております。

本市では地理的条件に配慮し、基準を小学校三キロメートル以上に緩和し、スクールバスの経費を市で負担しております。

スクールバスの運行は遠距離通学に対する補助であり、基準を満たさない距離の児童・生徒は対象としておりませんので、御理解をいただきますようお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）はい。それでは次いきます。

幼児教育・保育の無償化に伴う副食費実費徴収に対する保護者負担の軽減について。

（一）国基準と対象者についてでございます。御存じのように、今年の十月から幼児教育の無償化が実施されております。私の調査ではその基準は三歳から五歳の認可保育所等や新制度に移行した幼稚園の保育料が無償となると。ただし副食材料費は公的給付の対象から外されて、保育施設が実費徴収することになると。しかし年収三百六十万円以下の世帯についてはこの副食材料費も免除されるというふうには私は理解しておりますけれども、皆さん方はこの国の基準についてどのように認識されておられるのか、そして無償の対象となる世帯数、子供たちの人数は割合で言うたらどれぐらいなのか、また無償にならない人数、割合ですね、そしていわゆる副食材料費の対象になる世帯数の割合、対象にならない世帯数の割合、この辺をちよつと明らかにしてくれませんか。

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）十二番大谷議員の御質問にお答えします。

保育所・認定こども園では、幼児教育・保育の無償化に伴い三歳以上の児童については、これまで保育料に含まれていた副食費を主食費とともに給食費として徴収することになりました。

徴収する給食費は、五條市の公立保育所では、月額的主食費八百円、副食費四千五百円でございます。

また五條市立五條幼稚園では、これまで給食費として月額三千六百円を徴収しておりました。幼児教育・保育の無償化に伴い、現在主食費六百円、副食費三千円として徴収しています。

主食費につきましては、幼稚園・保育所等ともに三歳児クラス以上の児童の全世帯から徴収しますが、副食費については国基準において年収三百六十万円未満相当世帯の全ての児童及び第三子以降の児童については免除となっております。

十一月一日現在の五條市の保育所・こども園の園児数は六百十二人で、うち三歳児以上の児童は全て保育料が無償化され、副食費について

は百三十九人、三四パーセントが免除となっております。

三歳未満の児童につきましては、園児二百四人のうち、三二パーセントの六十五人が免除となっております。

同じく幼稚園の園児数は六十六人で、全ての児童の保育料が無償化され、副食費については二十六人、三九パーセントが免除となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）答弁にありましたように、幼児保育の無償化については三歳以上五歳までということで大体ほとんどの方が無償になるということでありますけれども、やはり副食材料費は年間三百六十万円以上の方は実費徴収、以下は免除というふうに今答弁ありましたけれども、やはり実費徴収の方の方が割合は答弁では多かったですわな。だからやはり父兄の皆さん方におかれましても、大変な負担になっておりますので、副食費も無償にしてほしいという要望が五條市でも全国的にも多くあります。したがって、全国的にはまだ実施していない九月十五日くらいの段階で全国百の自治体で、この無償化が実施されたら副食費、給食費は無償にするということを発表した自治体がありまして、現在まだまだ広がっていると思いますけれどもね。その理由といたしまして、厚生労働省もその趣旨の説明を都道府県にしてはります。厚生労働省は五月三十日、自治体向け説明会で無償化によって不用となる自治体独自の軽減財源を活用して副食材料費の負担増への対応を求めていると、いわゆる負担増に対する軽減の対応を求めているわけですね。

その厚生労働省の説明内容をちよつと読んでおきますけれども、「利用者負担額の独自軽減に係る地方単独事業を行っている自治体においては、今般の無償化によりそれまで地方が独自に負担していた部分に、国道府県の負担が入ること、その部分に係る市町村の財政負担が軽くなると、また二号認定子どもの副食費の減免対象範囲外の世代について、既に地方単独事業により四千五百円未満の利用者負担額を設定している自治体においては施設が副食費を徴収することに伴い、世帯負担が増加する可能性もある。当該自治体においてはこの趣旨を踏まえて対応していただきたい。」要するに、無償化によって五條市においても今まで負担しておった財政よりも軽くなつてますやろ。軽く。軽くなつていませんか。例えば北海道の小樽市は保育料を国基準以下に設定していましたけれども、無償化による市負担の軽減額を当局に問い合わせたところ、年額で一億二千四百九十万円浮くことが明らかにと、そのうちの一千五百万円を活用して対象とならなかった人の副食費も無償化したというふうになっていますけれども、こういう今国の無償化によって今まで出費しておった自治体の負担が軽減されたから、その

軽減分を利用して副食費の無償の対象にならなかったところを無償にしているところですか。五條市はどうですか。今までの幼児教育の費用から国・県の費用で実施した無償化に伴って、今までの費用よりも軽減されていませんか。その辺どうですか。

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）十二番大谷議員の御質問にお答えします。

副食費については、国基準により免除となった場合は、私立保育園等については、国・県からおよそ四の三の補助がありますが、公立保育園等の場合は全て市の負担となっておりますのでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）はい。しかしこの無償化に伴って市の負担も軽くなっているはずですが、その辺は一遍計算して明らかにしていただきたいというふうに思います。こういったことで全国の自治体の中では国の無償化に伴って年収三百六十万円以上の方は副食費が実費徴収されるわけですからね、その無償化に回しているということですからね、その辺も五條市としてもよく検討して、本当の無償化に移行できるように頑張っていたきたいということ強く求めておきたいというふうに思います。

それでは次、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく処理について質問をします。

一番、五條市し尿汲取料等審議会の開催状況についてでございますけれども、御存じのように六月定例会におきまして、条例に規定しております一八リットルに付きし尿汲取料八十四円、処理量十六円等を削除する議案が出ましたけれども、これに關しての市長側の答弁と許可業者側の認識に大きな違いがありまして、市民の皆さん方に大きな混乱を招いたわけでありまして、現在五條市し尿汲取料等審議会の方にお願いで審議していただけないかというふうに思いますけれども、その五條市し尿汲取料等審議会の開催状況、内容、いわゆる皆さん方も一生懸命頑張っていたいでいるわけですからね、越権行為にならない範囲内で一遍答弁していただけますか。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市し尿汲取料等審議会の開催状況については、第一回を本年九月六日に開催し、五條市し尿汲取料の現状と、昨年度の審議会の答申についての説明を行いました。

第二回は、十月四日に開催し、業者から提出された、し尿汲取料金の原価計算書及び汲取単価と市が作成したし尿汲取料金の原価計算書及び汲取単価の内容をそれぞれ説明し、それについて審議を行いました。

第三回は、十一月十二日に開催し、前回の五條市し尿汲取料等審議会で、委員より指摘された事項について業者が変更を行ったし尿汲取料金の原価計算書及び汲取単価の説明と、それについて審議を行いました。

次回、第四回を十二月二十日に開催し、前回委員より指摘をいただいた事項について説明を行い、適正な単価について審議いただく予定です。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）はい。御存じのように、この廃棄物の処理につきましては法律によって自治体の責任、五條市行政の責任ということが明確にされております。したがって、市民の皆さん方にもいろいろな税金、公共料金の値上げのもとで負担にならないような料金の設定が求められておりますし、また業者の皆さん方も重要な業務を末永くやっていたためには、答弁にありましたように業者の皆さん方の減価償却費、人件費、経費、その他諸経費の内容を出していただいて、それにプラス、原価に適正な利潤を加えた料金等にさせていただきますというところが重要になってくるわけでありますけれども、しかし大変なことを審議会の皆さん方にもお願いしているわけですから、やはり参考資料として担当課として出さなければならぬ資料というものがあろうかと思うのですね。それは九月定例会の決算審査特別委員会で明らかになったことが私は一応参考資料として審議会の方に提出すべきではないかというふうに考えます。

その九月決算審査特別委員会で明らかになったことを、もう一度明らかにしておきますけれども、今まで一八リットルにつきまして、し尿汲取料が八十四円、私のビラはちょっと間違っていましたけれども、処理料が十六円ということで合計百円を許可業者の皆さん方は市民からいただいでくれています。百円を。しかしそのうちの十六円は五條市の方に処理料として払っていただいております。だから許可業者の皆さん方の収入として入るのは一八リットルにつき八十四円分、これが入っています。平成三十年度の決算ではね。その八十四円分の全ての業者の平成三十年度の総額は幾らかと言いますと、決算審査特別委員会では大体四千八百万円を五業者で割りますと、単純計算ですけれども、一業者当たり九百六十万円収入があったということになりますね。そして処理量の十六円を今まで市の方は業者からもらってございましたけれども、これをもらわずに業者の収入とするということを実行した場合、幾らぐらい業者の皆さん方が増えるのかと言いますと、処理料十六円分、平

成三十年度の一年間では大体七百五十万円、これは吉野町の分を除いてです。五條市の分だけで七百五十万円になります。七百五十万円を単純計算、五業者で割りますと事業者百五十万円、だから平成三十年年度決算では大体単純計算で一業者九百六十万円の収入がありましたけれども十六円分を市がもらわないで業者の収入としてもらうということになれば、プラス一業者百五十万円増えるわけですね。これぐらいの参考資料はやはり担当課として五條市し尿汲取料等審議会の皆さん方に提出して、その上で適正な料金の設定をお願いすべきではないかなと、そうでないと五條市し尿汲取料等審議会の皆さん方も大変やと思います。これは平成三十年度の決算上、ほぼ正確な数字ですからね。これぐらいは行政の責任として五條市し尿汲取料等審議会の皆さん方へ参考資料として提出すべきだと考えますけれども、その辺どうですか。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

委員お述べのとおり、適正な料金については、一般廃棄物処理業者が市民から受け取る料金は、「原価計算方式に基づいて算出した原価に適正な利潤を加えた額等適正かつ合理的なものとするのが望ましい」と法解釈されていることから、五條市し尿汲取料等審議会において、適正な料金について審議いただいているところです。

現在、議員お述べのとおり、先ほどの金額の方は第二回の五條市し尿汲取料等審議会の方でそれは提出させてもらっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）はい。既にもう提出しているということでしたら、五條市し尿汲取料等審議会の皆さん大変ですけれども、それも参考にさせていただいて適正な料金設定をお願いしなければならぬということになります。

次に、市民負担の軽減ですけれども、やはり市民の皆さん方はもうほかの税金、ほかの公共料金等々で、大変な負担が増えております。具体的にはもう申し上げませんけれども、したがって、この料金についても市民の皆さん方の負担を少しでも軽減させてもらうというその考え方で臨むことが大事ではないかなというふうに考えますけれども、適正な料金が五條市し尿汲取料等審議会から設定された暁には、私は市民からいただく料金は現在の百円ぐらいに留めて、それ以上になった場合は、以上になった分は市の負担で許可業者に払うという方法で対応したらどうかというふうに、これはもう廃棄物の処理及び清掃に関する法律の、いわゆる趣旨に合わせて私は申し上げているわけですから、その方法で市民の負担を軽減するということが求められると思っておりますけれども、その点いかがですか。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

し尿汲取料金の市からの補助による市民負担軽減につきましては、し尿処理に係る他の浄化槽清掃、下水道利用者に対して市から補助を行っているません。奈良県内でし尿汲取料金の市からの補助をしている市町村はありません。またインターネットで各市と同じ条件でし尿汲取料金の市民負担軽減を行っている市町村があるか検索しましたが、該当する市町村はありませんでした。よって市からの補助によるし尿汲取料金の市民負担軽減については現在検討しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）補助という解釈は当たらないと思うのですね、廃棄物の処理は行政の責任ということが明確に法律になっておいて、市民の皆さん方からいただく負担はやはり最小限の料金でいただくという精神でいくことが大事だと思うので、他の自治体の状況も答弁ありましたが、料金が安いか高いかも関係しますけれども、五條市の場合は今よりも上げなければならぬ場合のことを仮定して今質問しているわけですからね、他の自治体のことはそれはちよつとやっぱりね、妥当な参考にはならないというふうに思います。

したがって、繰り返し申しますが、五條市の人口減少を食い止めるためにも、やはり少子化を食い止めるためにもあらゆる面で市民負担の軽減というものを目配りし、実行していかなければ人口減少が加速されるということになるのではないかと、強く求めておきたいというふうに思います。

最後、五條市し尿汲取料等審議会が設定された料金については長年五條市がやってきたように、また廃棄物の処理及び清掃に関する法律にもありますように、料金を五條市の条例として条例化するということがやはり重要ではないかというふうに考えますけれども、その点いかがですか。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

地方自治法第二百二十七条では、「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる」と規定しています。

特定の者のためにする事務とは、個人の利益のため必要となったものとし、もっぱら普通地方公共団体自身の行政上の必要のためにする事務については、手数料を徴収できないとなっております。

これは市町村が経費を使い、役務を提供する場合に手数料を徴収できるということになります。

次に、地方自治法第二百二十八条第一項では、「市町村が手数料等を徴収する場合には、条例で金額を定めなければいけない」と規定しています。

これは、市が直営や委託する場合は、市が経費を使い、役務の提供を行うので手数料を徴収することができますが、許可業者が行う場合、市町村は経費を使わず、役務の提供も行わないことから、手数料を徴収することができません。手数料を徴収することができないということは、条例で手数料を定めることができないということになります。

以上、答弁とさせていただきます。（「二十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）はい。あのね、重要な法律があるわけですけども、その法律の解釈がちよっと違うわけですね。しかし法律は明確に規定しているわけです。廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第七条第十二項では、いわゆる廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第一項の許可を受けた者、つまり市町村長の許可を受けた許可業者は、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分につき当該市町村が地方自治法第二十八条第一項の規定により条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならないということ、いわゆるもう収集も運搬も処分についても手数料を第七条十二項で決めてそれを超える料金を受けてはならないと明確になっているわけですからね、だからやっぱりその辺は法律の解釈を正確にして条例化すべきだと。これもし許可業者でやったら、料金を定められないというのであったら、五條市は昭和四十一年、初めから旧五條市は許可業者ですよ。そしてこれ五條市が昭和四十一年からやってきたこの料金の条例化は間違っていたということになるんですよ。それを説明できますか。初めから旧五條市は許可業者がやってきているんですよ。委託でもないんです。直営でもないんです。それでも料金を条例化してやってきているわけですよ。昭和四十一年から今までやってたらもう何年になりますか、四十年か五十年、五條市は間違ったことをやってきたということになるのですよ。もう質問はしませんけれども、やっぱり法律の解釈は正確にして、市民の皆さん方にも業者の皆さん方にも全ての皆さん方に納得のいくような行政をやっていただくことを強く求めまして、私の一般質問を終わります。

御苦労さんでした。

○議長（平岡清司）以上で十二番大谷龍雄議員の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度に留め延会したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。

よって本日はこれにて延会することに決しました。

次回は十日、午前十時に再開し、一般質問並びに議案審議を行います。

本日はこれにて延会いたします。

午後四時五十四分延会

